令和６年　第３回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第１日）

令和６年３月８日（金曜日）

議事日程（第１号）

令和６年３月８日　午前９時00分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸般の報告

日程第４　町長提出諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第５　町長提出第８号議案　令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について

日程第６　町長提出第９号議案　令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について

日程第７　町長提出第10号議案　津和野町手話言語条例の制定について

日程第８　町長提出第11号議案　津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定について

日程第９　町長提出第12号議案　津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について

日程第10　町長提出第13号議案　津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11　町長提出第14号議案　津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

日程第12　町長提出第15号議案　津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第13　町長提出第16号議案　津和野町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

日程第14　町長提出第17号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第15　町長提出第18号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第16　町長提出第19号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第17　町長提出第20号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第18　町長提出第21号議案　津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

日程第19　町長提出第22号議案　津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第20　町長提出第23号議案　津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第21　町長提出第24号議案　津和野介護保険条例の一部改正について

日程第22　町長提出第25号議案　津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第23　町長提出第26号議案　津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第24　町長提出第27号議案　津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第25　町長提出第28号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域活性化複合施設）

日程第26　町長提出第29号議案　公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）

日程第27　町長提出第30号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）

日程第28　町長提出第31号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）

日程第29　町長提出第32号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）

日程第30　町長提出第33号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）

日程第31　町長提出第34号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）

日程第32　町長提出第35号議案　公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）

日程第33　町長提出第36号議案　公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）

日程第34　町長提出第37号議案　公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）

日程第35　町長提出第38号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）

日程第36　町長提出第39号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）

日程第37　町長提出第40号議案　令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）

日程第38　町長提出第41号議案　令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）

日程第39　町長提出第42号議案　令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）

日程第40　町長提出第43号議案　令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）

日程第41　町長提出第44号議案　令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第42　町長施政方針

日程第43　町長提出第45号議案　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第44　町長提出第46号議案　令和６年度津和野町一般会計予算
日程第45　町長提出第47号議案　令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算
日程第46　町長提出第48号議案　令和６年度津和野町介護保険特別会計予算
日程第47　町長提出第49号議案　令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
日程第48　町長提出第50号議案　令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算
日程第49　町長提出第51号議案　令和６年度津和野町診療所特別会計予算
日程第50　町長提出第52号議案　令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
日程第51　町長提出第53号議案　令和６年度津和野町病院事業会計予算
日程第52　町長提出第54号議案　令和６年度津和野町水道事業会計予算
日程第53　町長提出第55号議案　令和６年度津和野町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　町長提出諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第５　町長提出第８号議案　令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について
日程第６　町長提出第９号議案　令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について
日程第７　町長提出第10号議案　津和野町手話言語条例の制定について
日程第８　町長提出第11号議案　津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定について
日程第９　町長提出第12号議案　津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する

条例の制定について

日程第10　町長提出第13号議案　津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第11　町長提出第14号議案　津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

日程第12　町長提出第15号議案　津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第13　町長提出第16号議案　津和野町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

日程第14　町長提出第17号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第15　町長提出第18号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第16　町長提出第19号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第17　町長提出第20号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第18　町長提出第21号議案　津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

日程第19　町長提出第22号議案　津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第20　町長提出第23号議案　津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第21　町長提出第24号議案　津和野介護保険条例の一部改正について

日程第22　町長提出第25号議案　津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第23　町長提出第26号議案　津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

日程第24　町長提出第27号議案　津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第25　町長提出第28号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域活性化複合施設）

日程第26　町長提出第29号議案　公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）

日程第27　町長提出第30号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）

日程第28　町長提出第31号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）

日程第29　町長提出第32号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）

日程第30　町長提出第33号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）

日程第31　町長提出第34号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）

日程第32　町長提出第35号議案　公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）

日程第33　町長提出第36号議案　公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）

日程第34　町長提出第37号議案　公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）

日程第35　町長提出第38号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）

日程第36　町長提出第39号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）

日程第37　町長提出第40号議案　令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）

日程第38　町長提出第41号議案　令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）

日程第39　町長提出第42号議案　令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）

日程第40　町長提出第43号議案　令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）

日程第41　町長提出第44号議案　令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第42　町長施政方針

日程第43　町長提出第45号議案　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第44　町長提出第46号議案　令和６年度津和野町一般会計予算

日程第45　町長提出第47号議案　令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第46　町長提出第48号議案　令和６年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第47　町長提出第49号議案　令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第48　町長提出第50号議案　令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算

日程第49　町長提出第51号議案　令和６年度津和野町診療所特別会計予算

日程第50　町長提出第52号議案　令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第51　町長提出第53号議案　令和６年度津和野町病院事業会計予算

日程第52　町長提出第54号議案　令和６年度津和野町水道事業会計予算

日程第53　町長提出第55号議案　令和６年度津和野町下水道事業会計予算

出席議員（11名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
４番　米澤　宏文君	５番　横山　元志君
６番　沖田　　守君	７番　御手洗　剛君
８番　三浦　英治君	９番　田中海太郎君

10番　寺戸　昌子君　　11番　川田　　剛君

12番　草田　吉丸君

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　中田　紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	山下　泰三君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	小藤　信行君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	青木早知枝君

午前９時00分開会

○議長（草田　吉丸君）　御起立をお願いいたします。

津和野町民憲章の唱和を行います。

〔津和野町民憲章唱和〕

○議長（草田　吉丸君）　御着席ください。

おはようございます。本日、令和６年第３回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は１１名であります。定足数に達しておりますので、令和

６年第３回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、２番、大江梨議員、４番、米澤宏文議員を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。三浦委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦　英治君）　議会運営委員会を令和６年３月４日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしました。

今定例会の会期は、本日３月８日から３月２７日までの２０日間としたいと思います。

会期中の日程については、お手元にお配りしている日程表にて御確認ください。

以上、協議した結果を報告いたします。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第２．会期の決定

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から３月２７日までの２０日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から３月２７日までの２０日間と決定しました。

――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第３．諸般の報告

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、諸般の報告をします。

１２月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

益田地区広域市町村圏事務組合、鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合及び鹿足郡養護老人ホーム組合の各議会報告に関する書類のほか、令和５年１２月以降の例月出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きは御覧ください。

本日までに受理した要望、請願書は、既に配付のとおりであります。

なお、受理した請願はお手元に配りました請願・陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告をします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４．諮問第１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　皆様、おはようございます。本日は、３月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、諮問案件１件、契約案件２件、条例案件１８件、計画案件１件、指定管理者指定案件１１件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件６件、一般会計ほか令和６年度各会計予算１０件の合計４９案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

諮問第１号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の方を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

住所、津和野町森村○○○○○○○、氏名、三上純子、生年月日、○○○○○○○○○○でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで意見の取りまとめを行うため、全員協議会を開催することとします。

それでは、ここで９時１５分まで休憩とします。

午前９時07分休憩

……

〔全員協議会〕

……

午前９時18分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

諮問第１号についてお諮りします。本件に対する議会の意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５．議案第８号

日程第６．議案第９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第５、議案第８号令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、日程第６、議案第９号令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について、以上２案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第８号でございますが、令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第９号でございますが、令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、議案第８号令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結につきまして御説明いたします。

契約の目的は、令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事です。

契約の方法は、随意契約。

契約の金額は、変更後の金額が１，１８７万８，９００円、変更前の金額が５，９４５万7，２００円、変更額が４，７５７万８，３００円の減額でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町瀧元５８番地１、氏名、株式会社日成建設代表取締役、坂崎和義。

裏面に資料といたしまして、工事請負変更仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認ください。

続いて、変更の概要について御説明いたしますので、参考資料１を御覧ください。

本件は、１．当初契約の概要に記載しておりますとおり、公共土木施設災害復旧事業における道路災害復旧工事であり、令和４年６月１５日、町議会において契約の承認を頂いた案件であります。

国の災害査定結果に基づき復旧工事を進めておりましたが、令和４年１１月に新たな法面の崩壊が発生いたしました。これにより査定決定された工法では復旧が困難となったため、詳細な現地調査と対策工法の検討を実施いたしました。その結果を基に島根県及び国土交通省と度重なる協議を行った結果、今まで施工した工事と、新たな計画に基づく対策工事に区分して復旧工事を行うことと決定されました。

これにより、当該工事は、今まで実施した工事内容で一度精算することが必要となったため、請負金額の減額を伴う変更を行うものでございます。

次に、参考資料２の図面を御覧ください。施工箇所の横断面図のイメージとなります。旧地形と表記しております破線が、新たな崩壊が起こる前の現地の状況であります。青色実線で示しておりますのが、当初の計画のラインとなっております。朱書きで塗り潰しているのが、施工業者が掘削及び法面整形等の工事を実施した部分となります。この実績に基づいて算定した金額が、先ほど御説明いたしました変更金額の１，１８７万８，９００円となります。

なお、本件は、津和野町議会の議会に付すべき、契約及び財産の取得及び処分に関

する条例第２条において規定されております５，０００万円以上の工事に該当する案件であることから議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それでは、議案第９号令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

契約の目的は、令和５年度旧日原保育園解体工事であります。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の工期は、変更前完成期日、令和６年３月２６日、変更後完成期日、令和６年５月６日でございます。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬５７５番地９、氏名、堀建設株式会社代表取締役、堀大地でございます。

１枚めくっていただきまして、次ページに資料としまして、建設工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

それでは、変更の概要について御説明いたします。参考資料を御覧ください。

まず、本工事の当初契約の概要といたしまして、工事名は、令和５年度旧日原保育園解体工事であります。

契約金額は、５，４４８万８００円でございます。

契約年月日は、令和５年１１月２７日でございます。

議会の議決は、令和５年１２月１４日でございます。

契約の工期は、着工が令和５年１２月１５日、完成が令和６年３月２６日でございます。

契約の相手方は、堀建設株式会社でございます。

工事の概要は、旧日原保育園を解体するものでございます。

続いて、変更の概要といたしまして、このたびの変更契約は完成期日のみを変更するものでございまして、変更前完成期日、令和６年３月２６日を、変更後完成期日、令和６年５月６日に変更するものでございます。

変更理由といたしまして、アスベスト撤去につきまして、作業範囲が広範囲となり

まして、工程に遅れが生じております。

また、近隣施設に日原保育園があり、事前協議の結果、送迎時や園児の昼寝のときなど、騒音防止等のため、施工時間に制限が生じ、工期の延期が必要となったものでございます。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第７．議案第１０号

日程第８．議案第１１号

日程第９．議案第１２号

日程第１０．議案第１３号

日程第１１．議案第１４号

日程第１２．議案第１５号

日程第１３．議案第１６号

日程第１４．議案第１７号

日程第１５．議案第１８号

日程第１６．議案第１９号

日程第１７．議案第２０号

日程第１８．議案第２１号

日程第１９．議案第２２号

日程第２０．議案第２３号

日程第２１．議案第２４号

日程第２２．議案第２５号

日程第２３．議案第２６号

日程第２４．議案第２７号

日程第２５．議案第２８号

日程第２６．議案第２９号

日程第２７．議案第３０号

日程第２８．議案第３１号

日程第２９．議案第３２号

日程第３０．議案第３３号

日程第３１．議案第３４号

日程第３２．議案第３５号

日程第３３．議案第３６号

日程第３４．議案第３７号

日程第３５．議案第３８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第７、議案第１０号津和野町手話言語条例の制定についてより、日程第３５、議案第３８号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）まで、以上２９案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第１０号でございますが、津和野町手話言語条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１１号でございますが、津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１２号でございますが、津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１３号でございますが、津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第１４号でございますが、津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正

について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１５号でございますが、津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１６号でございますが、津和野町空家等対策協議会設置条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１７号でございますが、津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１８号でございますが、津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第１９号でございますが、津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２０号でございますが、津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２１号でございますが、津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２２号でございますが、津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２３号でございますが、津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるもので

ございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２４号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２５号でございますが、津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２６号でございますが、津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２７号でございますが、津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２８号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域活性化複合施設）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第２９号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３０号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３１号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３２号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３３号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３４号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３５号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３６号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３７号、公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第３８号でございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第１０号津和野町手話言語条例の制定についてを御説明いたします。

本案は、新たに津和野町手話言語条例を制定するものであります。まずは制定文を読み上げさせていただきます。

手話は、手指や体の動き、表情を用いて表現する言語で、ろう者や難聴者など手話を必要とする人にとって、生きていく上で必要不可欠な大切な言語です。手話が言語であることは、障害者基本法および障害者の権利に関する条約において定められています。

しかしながら、これまで手話が言語であることに対する理解が十分であるとはいえず、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

津和野町は、手話が他者との意思疎通を図るために必要な言語であるとの認識の下、今後更に手話への理解を促進します。そして、多くの町民が手話に触れ、関心を持ち、手話を学び、使用する機会を拡大することで、一人一人が尊重され、共に安心して暮らすことのできる地域社会を目指し、この条例を制定します。

以上が、津和野町として制定の意思を表すものであり、以下、具体的な内容として、第１条に目的、第２条に基本理念、第３条に町の責務、第４条に町民の役割、第５条に事業所の役割、第６条に委任について記載してあります。

この条例を制定することにより、町としましては、これまでも実施している手話通訳者の設置、手話通訳者の派遣事業を継続していくことはもとより、現在、住民の中で手話通訳者として町に登録している２名の方、手話奉仕員として登録している２０名の方のステップアップのための講習会の開催。これまでも実施していますが、手話奉仕員の新たなる養成事業により、力を入れていきたいと考えております。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　それでは、議案第１１号について御説明いたします。津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定でございます。

このたびの条例制定につきましては、町内における介護福祉士の確保及び質の向上に図ることを目的として、新たに介護人材養成修学資金貸与条例として制定するものでございます。

第１条では、本条例の目的を定めており、第３条では、将来、町内の老人福祉施設、介護サービス事業所及び医療機関において、介護福祉士として介護及び福祉の業務に従事しようとする者に対し、無利息で修学資金を貸与することができる旨を定め、第４条では、修学資金貸与額の上限を定めており、月額１０万円としております。

１ページめくっていただきまして、第５条では、修学資金の貸与期間として、貸与

を決定した日の属する月から養成施設を卒業する日の属する月までと定め、第７条から第１０条では、貸与の申請から貸与の決定に関し定めております。

第１３条からは貸与した修学資金の返還に関し定めており、１ページめくっていただきまして第１６条では、返還の免除について、第１号として、第３条に定める施設に引き続き１０年間従事したときには債務の全額を免除すると定めております。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、議案第１２号津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例制定の趣旨について申し上げます。

土木技術職員の退職等により、本町において、現在、土木等の専門知識を有する職員が充足しておらず、これを補完するため、津和野町職員採用試験において、土木を採用職種として募集しているところであります。

しかしながら、受験希望者や採用合格者が皆無、または少数であり、今後の災害復旧への対応、あるいは壊れてから直す事後復旧から、壊れる前に修繕を施す予防保全の流れに当町が十分に対応できなくなるといった影響が懸念されるところでございます。

この土木技術職員の不足は当町に限ったことでなく、全国の自治体全般で顕著になっている事案であると感じておるところでございます。このことは、採用に関して民間企業と競争が激しくなったこと、若者の土木離れ、少子化や職業の多様化など、複合的な理由があると推察しております。このような土木技術職員が確保できない現況は看過できない事態であり、少しでも状況を改善できないかとの思いから、今回この条例の制定につきまして御提案させていただくものでございます。

次に、条例の概要について御説明いたします。

第１条の目的のところでございますが、津和野町役場の土木技術職員等の業務に従事しようとする土木学生等に対し、修学資金を貸与することにより、現場における土木技術職員等の確保及び充実を図ることを目的として規定しております。

第２条において、土木学生等の定義について記載しております。

第３条においては、予算の範囲内で、規則で定める額の修学資金を無利子で貸与するという修学資金について記載しております。

第４条、第５条において、貸与の申請及び決定、貸与の決定の取消し及び貸与の停止、第６条から第８条において、修学資金の返還、返還の猶予、返還の免除について記載しております。

また、第９条において、修学資金の返還に係る遅延利息について記載しております。

そして、委任の見出しの第１０条において、施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

なお、この規則につきましては、奨学資金の貸与に関する例規等を既に制定しておるほかの自治体の事例も参考にしながら、現在、詳細な内容について検討しているところでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、議案第１３号津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明をいたします。

これは、学校給食センターが新設されたことにより制定するものでございます。

第１条では、設置といたしまして、津和野町立の小学校及び中学校の学校給食のため、その調理等の業務を一括処理する施設として設置することを規定しております。

第２条では、給食センターの位置、第３条には管理、第４条に職員の設置、第５条において委任について記載をさせていただいております。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものとし、また、この条例の制定に伴い、津和野町学校給食共同調理場及び津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例は廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　それでは、議案第１４号津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

令和５年６月９日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）の一部を改正する法律が公布され、地方税関係情報や住民票関係情報であって、主務省令で定めるもの等の情報照会者や事務内容、情報提供者の特定個人情報を定めた番号法別表第２が令和６年５月末をもって廃止されることになり、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正条項につきましては、新旧対照表を御覧ください。

個人番号の利用範囲、第４条第１項及び第２項中、「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第２項中、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めるものでございます。

改められる用語の定義については、第２条に２つの号を加え、特定個人情報等について定義するものであります。

なお、附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日より施行するとし、施行日は令和６年５月末となります。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、議案第１５号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正につきまして御説明いたします。

今回の改定は、町が管理しております借上賃貸住宅に、新たに森村及び枕瀬地内に建設される住宅を追加するものでございます。

これに伴い、同条例第３条、設置及び管理期間、第１１条、住宅使用料で規定する別表第１、別表第２、それぞれに当該住宅の名称、所在地、管理住戸、管理期間を追記するものでございます。

なお、借上賃貸住宅は、民間が賃貸住宅を建設し、これを町が借り上げ、ＵＩターン者や若者等に賃貸するための住宅であります。この住宅は民間事業者による建設後、

町が１０年間借り上げ、住宅の募集、入居、退居及び家賃の徴収等の管理を実施いたします。

別表第１の図を御覧ください。

追加する住宅は全部で３棟であります。上から順に御説明いたします。

住宅の名称、ルシアンハイツＣ棟、所在地は津和野町枕瀬５１４、既存する借上賃貸住宅、ルシアンハイツＢ棟の下流側に併設されます。構造は木造鋼板ぶき二階建て、間取りは１ＬＤＫの４戸です。なお、当該住宅の施工業者は長嶺建設株式会社でございます。次は、住宅の名称、フォレストⅠ、フォレストⅡ、所在地は津和野町森村ハ５の７、津和野警察署の対面、上流側になります。構造は木造瓦ぶき二階建て、間取りは３ＬＤＫの各棟４戸、合計８戸となります。これら３棟の管理期間は、全て令和６年４月１日から令和１６年３月３１日までの１０年間となります。

次に、別表第２、下の欄を御覧ください。

月額の住宅使用料について明記しております。ルシアンハイツＣ棟のうち、１階が４万円、２階が４万５，０００円と設定されております。使用料の違いは、１階及び２階の各住居の面積を反映したものであると聞いております。次に、フォレストⅠ、フォレストⅡにつきましては、一律６万円の住宅使用料となっております。

続きまして、参考資料１の図面を御覧ください。

ルシアンハイツＣ棟の平面図でございます。概ね平面図の上側が津和野側、下流側になります。下が上流側の位置関係になっております。図面の左が１階部分、右側が２階部分の図となりますので御確認ください。

続きまして、参考資料の２を御覧ください。

フォレストⅠ及びⅡの平面図となっております。概ね平面図の上が津和野警察署側、下が国道９号側の位置関係となっております。図面の左が１階部分、右側が２階部分の図となりますので御確認いただきますようにお願いいたします。

なお、附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それでは、議案第１６号について御説明いたします。津和野町空家等対策協議会設置条例の一部を改正するものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。

改正箇所につきましては、第１条から第３条になります。

改正理由といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正され、新たに、第３条、国の責務が加えられ、以下、条文の繰下げが行われました。

津和野町空家等対策協議会は空家特措法の規定に基づき設置、所掌事務及び組織について定められているため、この空家特措法の一部改正に伴い、町条例と対応する法令の条項と関係にずれが生じてまいりました。今回の改正は、この対応関係のずれをただすために行いたいものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第１７号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、育児休業を取得している会計年度任用職員に対する勤勉手当について、所要の改正を行うものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第５条の３では、基準日に育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるものとしています。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第１８号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、職員の東京事務所での勤務について、新たに地域手当を支給することに伴い、国及び県に準じた内容で、津和野町職員の給与に関する条例を一部改正するものでございます。

１枚めくっていただきまして、新旧対照表の１ページを御覧ください。アンダーラ

インの部分が改正内容となります。

改正内容としましては、第１３条の２において地域手当の支給について定めており、次ページ、２項では各級地の支給割合を規定しております。

第２１条第４項及び第５項では、期末手当の算定基礎額に地域手当を含める旨、規定しております。

次ページの２４条第２項、３項では、勤勉手当の算定基礎額に地域手当を含める旨を規定しております。

更に、次ページの２９条２項及び第３項では、休職者の給与を算定する際に地域手当を含める旨を規定しております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用するものでございます。

続きまして、議案第１９号を御説明申し上げます。津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正等により、令和６年度から、対象となるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の１ページを御覧ください。

第３条では、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与に勤勉手当を含める旨を改正しております。

第１４条の２では、勤勉手当の支給について、フルタイム会計年度任用職員は任期が６か月以上の職員について任用されること、同じく第２２条では、パートタイム会計年度任用職員について、これまで支給されております期末手当同様、今の条文で規定されます勤勉手当の支給に関しましても任期が６か月以上であること、また、６か月以上の職員であっても１週間当たりの勤務時間が著しく短い職員は除かれる旨、規定されております。

次ページを御覧いただきまして、第２２条の２では、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、前条の第２２条に規定します期末手当と同様に、勤勉手当の支給についても規定しております。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第２０号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、令和５年５月８日に地方自治法の一部改正が、また、令和６年１月１９日に地方自治法施行令の一部改正がそれぞれ公布されたことに伴いまして、引用法令、条例のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うためのものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第１条では、地方自治法の２４３条の２条の条ずれに伴う改正でございまして、第２条では、地方自治法施行令第１７３条の条ずれに伴う改正でございます。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　それでは、議案第２１号について御説明いたします。

この条例は、津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正するものです。

条例第４条を第５条とし、第３条の次に１条を加えます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

「繰替運用、第４条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」を加えます。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行します。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　それでは、議案第２２号津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、令和６年度より、新たに２つの子育て支援センターを開設することに伴い、本条例の改正を行うものであります。

１ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

第３条の表に、「名称、屋外型子育て拠点 でこぼこ広場、位置、津和野町左鐙１４７６番地（うしのしっぽ隣接）」と「名称、子育てふれあいルーム ぶどうの木、位置、津和野町後田ロ６６番地（津和野幼花園内）」を加えるものであります。

子育て支援センター事業につきましては、事業主体は町ですが、社会福祉法人等に運営委託しているものであります。今回、２法人より事業を開始したいというお話があり、町としても子育て支援策の拡充という観点から了承したところであります。

附則として、この条例は令和６年４月１日から施行するものであります。

以上です。

続きまして、議案第２３号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、本条例の改正が必要になったものであります。

改正内容の概略としましては、保育所等から保護者への書面等の交付や掲示、また、園児の記録等について、当該書面等に代えて電磁的記録媒体を使用することができるように改正するものであります。

１ページめくっていただき、新旧対照表を御覧ください。

第２３条において、いわゆる重要事項説明書を、これまでは「掲示しなければならない。」としていたものを、「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。」に改めるものであります。

これは、これまで重要事項説明書等を保護者等が閲覧しやすい場所に掲示しなければならないということで、大体の保育所等の入り口や玄関に掲示してあるわけでありますが、併せてインターネットのホームページ等によって誰でも閲覧することができるようにしなければならないこととなったということであります。

次に、第５３条第２項第２号中、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的

記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものです。

例えば、保護者への連絡帳や園だより等について、これまでは基本的に紙ベースで、または特定の記録媒体であればいいということになっていましたが、今回の改正により、携帯電話のアプリ等を含む電磁的記録媒体であれば、特定のものでなくてもよくなったということであります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第２３条の改正規定は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　それでは、議案第２４号について御説明いたします。津和野町介護保険条例の一部改正でございます。

このたびの一部改正につきましては、令和６年度から３か年を計画期間とする第９期津和野町老人保健福祉介護事業計画の策定及び介護保険法施行令が改正されることに伴い、条例を改正するものでございます。

次ページからの新旧対照表を御覧ください。

第２条中、８期の計画期間、「令和３年度から令和５年度」を第９期の計画期間、「令和６年度から令和８年度」に改め、第１項においては、介護保険法施行令の改正に伴い、段階設定が１３段階以上とされたことにより、第１０号から第１３号を新たに追加し、当該計画期間における保険料を定めております。

第２項から第４項につきましては、公費による低所得者の減額賦課を定めており、施行令で定める公費軽減割合に基づき、第１段階から第３段階の保険料を定めております。

第４条につきましては、段階設定が１３段階以上とされたことに合わせ改正するものでございます。

附則といたしまして施行期日でございますが、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の津和野町介護保険条例第２条の規定は令和６年度の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料につ

いては、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第２５号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられたことに伴い、本町の非常勤消防団員等の公務災害補償について、これに応じた措置を講ずるため、改正するものでございます。

１枚めくっていただきまして、新旧対照表の１ページ目を御覧ください。

アンダーラインの部分が改正内容となりますが、内容としましては消防作業従事者の補償基礎額を現行の「８，９００円」から「９，１００円」に引き上げるものとしております。

下の新旧対照表の２ページの別表をご覧ください。

非常勤消防団員の補償基礎額につきまして、左側の現行部分から右側のとおり、それぞれ引き上げるものとしております。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行日以降に支給すべき事由の生じた損害賠償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以降の期間に係る傷病補償年金、傷害補償年金及び遺族補償年金について適用するものとしております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　議案第２６号について御説明いたします。津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

このたびの一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、新たに条項が追加され、既存条項が繰り下げられたことにより、条例を改正するものでございます。

次ページからの新旧対照表を御覧ください。

第７条中、「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改めます。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　それでは、議案第２７号について御説明いたします。津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものです。

今回の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、新たに条項が追加され、既存条項が繰り下げられたことにより、条例を改正するものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第６条中、「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改めます。

附則といたしまして、この条例は令和６年４月１日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ここで１０時２０分まで休憩といたします。

午前10時08分休憩

……

午前10時20分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　大変申し訳ありません。ちょっと１点ほど、誤字の訂正をお願いをいたします。

先ほど御説明申し上げました議案第１８号の新旧対照表でございますが、新旧対照表の１ページ、職員の給与に関する条例の新旧対照の１ページの下の１３条の２のアンダーラインが引いてあるところに、「民間の金銀水準」というふうになっておりますが、これは誤りでございまして、「民間の賃金水準」ということになります。訂正をしていただきますようよろしくお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それでは、議案第２８号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野町地域活性化複合施設でございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、株式会社丸久でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１６年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

当該施設は、町内外の交流の拠点として、地域振興及び地域の活性化を図ることを目的として、令和６年３月に整備予定でございます。指定管理者制度に関しましては非公募により導入するもので、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定管理期間を１０年として、株式会社丸久を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第２９号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、下左鐙地区広場緑地等利用施設でございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、下左鐙自治会施設管理組合でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成１８年９月１日から導入したもので、現在の指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから公募し、応募のあった１団体について、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として下左鐙自治会施設管理組合を指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３０号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野町保健福祉センターやまびこでございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まででございま

す。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成１８年９月１日に導入したもので、現在の指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である社会福祉法人津和野町社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３１号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野町福祉センターでございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人津和野町社会福祉協議会でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成１８年９月１日から導入したもので、現在の指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である社会福祉法人津和野町社会福祉協議会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３２号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野町障害者福祉センターはなみずきでございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人つわの清流会でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成２８年１２月１日から導入したもので、現在の指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定機関である社会福祉法

人つわの清流会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３３号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野町デイサービスセンターでございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人つわの福祉会でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日でございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成１８年４月１日から導入されたもので、現在の指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、社会福祉法人つわの福祉会を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３４号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野共存病院でございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成２０年３月３０日から導入されたもので、指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３５号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、日原診療所でございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成２０年３月３１日から導入されたもので、指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３６号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、介護老人保健施設せせらぎでございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成２０年３月３１日より制度を導入したもので、指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３７号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、訪問看護ステーションでございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成２０年３月３１日より制度を導入したもので、指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

続きまして、議案第３８号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

１、公の施設の名称は、津和野町医療従事者住宅でございます。

２、指定管理者となる団体の名称は、医療法人橘井堂でございます。

３、指定する期間は、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料を御覧ください。

指定管理者制度につきましては平成２０年３月３１日より制度を導入したもので、指定期間が令和６年３月３１日に満了となることから、津和野町公の施設指定管理者選定審査会の審査を経て、指定期間を５年として、現在の指定管理者である医療法人橘井堂を引き続き指定管理者に指定するものでございます。

以上でございます。

失礼しました。一番最後の医療従事者住宅のところでございますが、制度の導入年月日が、先ほど「平成２０年３月３１日」と申し上げましたが、正確には「平成２４年１０月４日」でございました。失礼しました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３６．議案第３９号

日程第３７．議案第４０号

日程第３８．議案第４１号

日程第３９．議案第４２号

日程第４０．議案第４３号

日程第４１．議案第４４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３６、議案第３９号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）より、日程第４１、議案第４４号令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）まで、以上６案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第３９号でございますが、令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）についてでございます。歳入歳出それぞれ１億

２，３３６万６，０００円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ１０５億８，６６２万２，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第４０号でございますが、令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）についてでございます。歳入歳出それぞれ３４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ１，２７３万７，０００円とするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第４１号でございますが、令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）についてでございます。歳入歳出それぞれ１３３万４，０００円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ６，２３９万４，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第４２号でございますが、令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）についてでございます。歳入歳出それぞれ１，２４２万３，０００円を減額し、歳入歳出予算総額を３億４，８１０万４，０００円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第４３号でございますが、令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）についてでございます。収益的収入を８６０万５，０００円追加し、予算総額８億３，５０８万６，０００円、収益的支出を１，１３６万３，０００円追加し、予算総額８億２，５３５万６，０００円に、資本的収入を２，５２０万円減額し、予算総額８，５５１万２，０００円、資本的支出を２，５２０万５，０００円減額し、予算総額１億４３９万６，０００円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第４４号でございますが、令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）についてでございます。収益的収入を６６９万１，０００円減額し、予算総額３億６，８２３万８，０００円、収益的支出を７８９万２，０００円減額し、予算総額３億２，５１１万６，０００円に、資本的収入を５，０６４万１，０００円減額し、予算総額３億１，７６９万４，０００円、資本的支出を５，４７７万２，０００円減額し、予算総額３億９，０７２万９，０００円にするものでございます。詳細につきましては、

担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、議案第３９号令和５年度一般会計補正予算（第９号）の御説明を申し上げます。

まず初めに５ページを、タブレットでは８６ページをお開きください。第２表、繰越明許費でございます。

総務費の旧日原保育園解体事業でございますが、外壁のアスベスト撤去に伴う作業範囲が広範囲となり、工程に遅れが生じたこと、また、近隣施設に日原保育園があり、施工期間に制限が生じたことから、７，３７８万円を繰り越すものです。終期は６年５月６日を予定しております。

農林水産業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業でございますが、仮設道の施工方法について地元関係者との調整に不測の日数を要したため、２００万６，０００円を繰り越すものでございます。終期は６年１０月末を予定しております。

土木費の地籍調査事業でございますが、復元する境界の地権者協議や修正方法の調整に不測の日数を要したため、５６５万円を繰り越すものです。終期は６年１０月末を予定しております。

町道新設改良費でございますが、笹ヶ谷線道路改良に伴うＰＣ桁の製作、納品に不測の日数を要したため、１，２９０万５，０００円を繰り越すものです。終期は６年８月末を予定しております。

河川環境整備事業でございますが、仮設道の施工方法について地元関係者との調整に不測の日数を要したこと及び非出水期での工事となったことから、１，９２３万４，０００円を繰り越すものです。終期は６年１２月を予定しております。

教育費の多胡家表門保存修理事業でございますが、県文化財保護審議会等の現地指導を受けた際、当初想定以上の損傷が判明したことから設計の見直しが必要となり、その業務に係る協議と調整に不測の日数を要したため、１，８０１万円を繰り越すものです。終期は６年７月末を予定しております。

伝統的建造物群保存事業でございますが、当初想定以上に土塀内部の損傷が進行し

ていることが判明したことから設計の見直しが必要となり、その業務に係る協議と調整に不測の日数を要したため、３００万円を繰り越すものです。終期は６年１２月末を予定しております。

災害復旧費の現年林道災害復旧事業でございますが、本災害について事業の交付決定が令和６年３月中旬となる予定で、年度内完成が見込めなくなったため、１，３６１万円繰り越すものです。終期は６年１２月末を予定しております。

現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、本災害について事業の交付決定が令和６年１２月下旬となったことから、年度内完成が見込めなくなったため、２，９８３万1，０００円繰り越すものです。終期は６年１０月末を予定しております。

続きまして、６ページを、タブレットでは８７ページをお開きください。第３表、債務負担行為補正の追加でございます。

萩・石見空港路線維持事業に伴い、羽田発着枠政策コンテストに係る萩・石見空港利用拡大促進協議会に対する損失補償を追加するものです。期間は令和７年度とし、限度額を５５５万円としております。

続いて、７ページを、タブレットでは８７ページをお開きください。第４表、地方債補正の変更でございます。

総額で４４０万円の増額補正をしております。詳細につきましては事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明申し上げますので、３０ページを、タブレットでは１０１ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要の資料を用意しておりますので、併せて御覧いただけたらというふうに思います。

全体を通じまして人件費関連費目につきましては、一般職の給与額や年度中に変更が生じた諸手当の確定、共済組合及び退職手当特別納付金の確定などによるものを計上しております。

総務費の財産管理費では、委託料として、実績見込みに伴い、津和野庁舎耐震補強・改修に伴う設計業務委託料２３６万5，０００円を減額、津和野庁舎増築棟無線ＬＡＮ工事等の実績見込みに伴い、工事請負費１６０万４，０００円を減額、これらの財源として合併特例３８０万円を減額しています。

備品購入費として、津和野庁舎増築棟の事務用家具等の購入費の額の確定に伴い、１９４万円を減額。１枚めくっていただきまして企画費では、委託料として、実績見込みに伴い、地域おこし企業人交流事業委託料４９４万円を減額。ふるさとづくり寄附事業費の寄付金として、能登半島地震において被災された石川県志賀町の代理寄付の実績見込みに伴い、寄付金１００万円を計上。１枚めくっていただきまして情報処理費では、委託料としてマイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に伴うシステム改修費として、社会保障・税番号制度システム整備委託料３８２万８，０００円を計上。住民協働推進事業費では負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、協働のまちづくり事業補助金１５０万６，０００円を減額。定住対策費では負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、定住支援体制強化補助金１２０万円、１枚めくっていただきまして、わくわく津和野生活実現支援事業移住支援金１００万円、つわの住まいる応援事業補助金１３０万円をそれぞれ減額。生活バス対策費では負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、生活バス確保路線補助金２５４万３，０００円を計上。地方創生推進事業費では教育委員会分の委託料として、１枚めくっていただきまして、実績見込みに伴い、人づくりによる地域の好循環形成事業委託料１，１６６万円を減額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費では商工観光課分の負担金補助及び交付金として、額の確定に伴い、エネルギー価格高騰対策支援補助金１８３万３，０００円を減額。税務住民課分の委託料として入札減等実績見込みに伴い、システム改修委託料１４２万５，０００円を減額しております。

１枚めくっていただきまして、税務総務費では、委託料として、地籍調査データ変換作業等の実績見込みに伴い、固定資産地図・台帳データシステム移行委託料１７３万７，０００円を減額。１枚めくっていただきまして、戸籍住民基本台帳費では、委託料として、実績見込みに伴い、戸籍システム改修業務委託料１８４万８，０００円を減額しています。

続いて、５０ページを、タブレットでは１１１ページをお開きください。

民生費の障がい者福祉費では、１枚めくっていただきまして、地域生活支援事業の委託料として、実績見込みに伴い、相談支援事業委託料１０５万９，０００円を計上。１ページめくっていただきまして、児童福祉総務費では負担金補助及び交付金として、

事業実施を見送りしたことに伴い、保育補助者雇上強化事業補助金２００万円を減額しております。

続きまして、５８ページを、タブレットでは１１５ページをお開きください。

衛生費の保健衛生総務費の健康福祉課分では、委託料として、実績見込みに伴い、妊産婦・乳幼児健診委託料１３２万６，０００円を減額。扶助費として、１枚めくっていただきまして、実績見込みに伴い、乳幼児等医療費助成金４８２万円を計上。医療対策費では、委託料として、１枚めくっていただきまして、実績見込みに伴い、介護サービス事業展開支援委託料１１２万円を減額。貸付金として、実績見込みに伴い、津和野町看護学生修学資金１５６万円を減額。積立金では地域医療推進基金積立金４，１８０万４，０００円を追加計上。この財源としまして過疎債１，０００万円を充当することとしております。

環境衛生費では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、合併処理浄化槽設置補助金２２３万８，０００円を減額。新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、１枚めくっていただきまして、委託料として、接種実績によりワクチン接種委託料２５０万３，０００円を減額しております。

続きまして、６８ページを、タブレットでは１２０ページをお開きください。

農林水産業費の農業振興費では、１枚めくっていただきまして、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、産地創生事業補助金２，１０７万３，０００円を減額。農地費では、負担金補助及び交付金として、県事業の実績見込みに伴い、県営農村地域防災減災事業負担金５８９万円を減額。この財源として公共事業等債５３０万円を減額。１枚めくっていただきまして、農業担い手支援センター費では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、農業研修生支援事業補助金１６３万３，０００円を、新規就農総合支援事業費補助金３３９万円をそれぞれ減額。この財源としまして過疎債１７０万円を減額。１枚めくっていただきまして、環境保全型農業直接支払事業費では、負担金補助及び交付金として、実績見込みに伴い、環境保全型農業直接支払補助金１３４万８，０００円を減額。農地中間管理事業費では、負担金補助及び交付金として中原地区の地域集積協力金等の確定に伴い、農地中間管理機構集積協力金２２１万６，０００円を計上しております。

１枚めくっていただきまして、林業振興費では、委託料として、実績見込みに伴い、地域おこし協力隊事業委託料１３４万7,０００円、１枚めくっていただきまして、実績が見込めないことに伴い、津和野町放置森林整備補助金６８７万2,０００円をそれぞれ減額。受託事業費では、委託料として、公社造林事業の事業実績見込みに伴い、除伐等委託料１７７万6,０００円を減額しております。

続きまして、８８ページを、タブレットでは１３０ページをお開きください。

土木費の土木総務費では、負担金補助及び交付金として、扇町急傾斜地対策事業の実績見込みに伴い、県営事業負担金１４０万円を減額。この財源として公共事業等債１２０万円を減額。地籍調査事業費では、委託料として、１枚めくっていただきまして、実績見込みに伴い、測量業務委託料９２５万2,０００円、一筆地調査委託料３３７万1,０００円、境界伐開業務委託料１０２万8,０００円をそれぞれ減額。１枚めくっていただきまして、道路新設改良費では、一の谷線落石対策工事に伴う工事請負費増額のため、補償・補填及び賠償等１１４万4,０００円を減額し、工事請負費に組替え計上しております。

道路長寿命化対策事業費では、委託料として点検対象箇所の変更に伴い、道路橋梁点検業務委託料１２０万円を計上。晩越トンネル修繕工事費の増額に伴い、工事請負費６４３万9,０００円を計上。この財源としまして過疎債５３０万円を充当することとしております。

補償・補填及び賠償費として、ケーブルテレビ移転補償費の実績見込みに伴い、補償金２４３万7,０００円を減額しております。

続きまして、飛びますけども、１０２ページを、タブレットでは１３７ページをお開きください。

消防費の非常備消防費では、備品購入費として、第３分団に配置する消防積載車の額の確定に伴い、消防積載車１２７万4,０００円を減額。この財源として緊急防災・減災事業債１４０万円を減額しております。

続きまして、１０６ページを、タブレットでは１３９ページをお開きください。

教育費の教育諸費では、委託料として、入札減等実績見込みに伴い、スクールバス運転委託料４００万円を減額。負担金補助及び交付金として郡大会取りやめ等実績見

込みに伴い、中学校県郡体選手派遣費補助金１３７万１，０００円を減額しています。

続きまして、１１２ページを、タブレットでは１４２ページをお開きください。

社会教育総務費では、旧津和野町役場第２庁舎等解体工事のアスベスト撤去に伴う追加工事分として工事請負費４４０万円を計上しております。

続きまして、１２０ページを、タブレットでは１２０ページをお開きください。

天文台関連施設費では、委託料として、施設管理委託の取りやめに伴い３３６万４，０００円を減額。１枚めくっていただきまして、教育魅力化推進事業費では、更に１枚めくっていただき、委託料として、実績見込みに伴い、地域留学推進事業委託料１３９万１，０００円、人づくりによる地域の好循環形成事業委託料７５７万８，０００円をそれぞれ減額。積立金として寄付を頂いた株式の配当金３１３万９，０００円を計上しています。

続きまして、１３２ページを、タブレットでは１５２ページをお開きください。

公債費の元金では、償還金利子及び割引料として、令和４年度市町村振興資金の繰上償還分として長期債元金６，５４０万円を計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、１２ページに、タブレットでは９２ページにお戻りください。

地方消費税交付金では、額の確定に伴い１，０１３万８，０００円を計上しております。

地方交付税では、普通交付税１億３，０１２万５，０００円を計上しております。

使用料及び手数料の使用料では、１枚めくっていただき、実績見込みに伴い、旧堀氏庭園使用料１０６万２，０００円を減額。手数料では衛生手数料として、ごみ袋販売手数料の減額に伴い、清掃手数料１７０万円を減額しています。

国庫支出金の国庫負担金では、総務費国庫負担金として、人づくりによる地域の好循環形成事業委託料の実績見込みに伴い５８５万３，０００円を減額。物価高騰重点支援給付金の補助金名の変更等に伴い７，００６万４，０００円を減額し、新たに重点支援地方交付金８，０１６万円を計上。民生費国庫補助金として、実績見込みに伴い、保育対策総合支援事業補助金１７７万円を減額。衛生費国庫補助金として、事業費の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金２４０万

４，０００円を減額。教育費国庫補助金として、既に計上しています学校ＩＣＴ管理業務委託料の財源として、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金１５６万６，０００円を計上しています。

県支出金の県補助金では、総務費補助金として、生活バス確保路線補助金の実績見込みに伴い、新地方バス路線運行対策費交付金１２２万２，０００円を減額。マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に伴うシステム改修費の増額に伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金３８０万円を計上。１枚めくっていただきまして、農林水産業費県補助金として、実績見込みに伴い、環境保全型農業直接支払等交付金１０２万６，０００円、新規就農総合支援事業補助金３３９万円、産地創生事業費補助金１，７５５万６，０００円をそれぞれ減額。中原地区の地域集積協力金の確定に伴い、農地中間管理機構集積協力金２２１万６，０００円を計上。土木費県補助金として事業費の実績見込みに伴い、地籍調査事業費補助金９９７万５，０００円を減額しております。

委託金では、総務費委託金として、精算に伴い、県知事及び県議会議員選挙委託金１５０万１，０００円を減額。教育費委託金として、長福地区発掘調査事業費の実績見込みに伴い、埋蔵文化財調査委託金４２５万５，０００円を減額しています。

財産収入の、１枚めくっていただきまして、財産運用収入では、寄付を頂いた株式の配当金として有価証券等配当金３０３万６，０００円を計上。財産売上収入では、安野光雅美術館グッズ等の売上収入の実績見込みに伴い、ミュージアムグッズ売払い収入４３４万９，０００円を計上しております。

寄付金の総務費寄付金として、各種寄付金の実績見込みに伴い、総務寄付金１６３万８，０００円、能登半島地震において被災をされた石川県志賀町の代理寄附の実績見込みに伴い、ふるさと納税１００万円をそれぞれ計上しております。

繰入金の基金繰入金では、実績見込みに伴い、財政調整基金繰入金２億４，９００万円を減額、減債基金繰入金１，５４０万円を計上。つわの住まいる応援事業補助金等の実績見込みに伴い、ふるさと津和野基金繰入金１３１万７，０００円を減額。看護学生修学資金等の実績見込みに伴い、地域医療推進基金繰入金２４９万３，０００円を減額しております。

諸収入の受託事業収入では、林業費受託事業収入として、公社造林の除伐等の実績見込みに伴い、公社造林事業１８１万３，０００円を減額しております。

１枚めくっていただきまして、町債の総務債では、一般単独事業債として津和野庁舎耐震補強・改修工事に伴う設計業務の実績見込みに伴い、合併特例３８０万円を減額。衛生費では、過疎対策事業債として、地域医療推進基金積立ての追加分として過疎地域自立促進特別事業１，０００万円を計上。農林業債では、辺地対策事業債として、農業競争力強化基盤整備事業の実績見込み及び財源振替等に伴い、農林漁業経営近代化施設整備事業８８０万円を減額。過疎対策事業債として、農業研修生支援事業補助金等の実績見込みに伴い、過疎地域自立促進特別事業１９０万円を減額。公共事業等債として、県営農村地域防災減災事業負担金の実績見込みに伴い、各種災害関連事業５３０万円を減額。一般単独事業債として、農業競争力強化基盤整備事業の実績見込み及び財源振替等に伴い、合併特例８２０万円を計上。土木債では、一般単独事業債として、財源振替に伴い、合併特例２３０万円を計上。１枚めくっていただきまして、過疎対策事業債として道路長寿命化事業の実績見込みに伴い、道路橋梁整備事業５５０万円を計上。公共事業等債として、扇町急傾斜地対策事業の実績見込み及び財源振替等に伴い、道路橋梁整備事業３５０万円を減額。消防債では緊急防災・減災事業債として、第３分団に配置する消防積載車の額の確定に伴い、消防施設整備事業１４０万円を減額。過疎対策事業債として、消防本部庁舎建設事業負担金の実績見込みに伴い、消防施設整備事業１２０万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、議案第４０号令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）について御説明をいたします。

歳出のほうから御説明をいたしますので１０ページを、タブレットでは１６５ページを御覧ください。

小藤育英基金の積立金１２万６，０００円の減額は、返還猶予申請があったことによるものでございます。

津和野町育英奨学基金の貸付金１２８万円の減額は、新規応募が少なかったことや、

年度途中での退学による貸付け中止の申出があったために減額をするものでございます。

積立金の１７４万7,０００円の増額は、繰上償還等によるものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、８ページにお戻りください。タブレットでは１６４ページを御覧ください。

奨学基金繰入金１２８万円の減額は、歳出で御説明しました津和野町育英奨学基金貸付金の新規応募が少なかったことや、年度途中での退学による貸付け中止の申出があったことにより減額をするものでございます。

貸付金元利収入の小藤育英基金返還金１２万6,０００円の減額は、返還猶予の申出があったことによるものでございます。

津和野町育英奨学基金返還金１７４万8,０００円の増額は、繰上償還等があったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　それでは、議案第４１号を御説明いたします。令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）でございます。

予算書１０ページ、タブレットで１６６ページの歳出を御覧ください。

総務管理費の一般管理費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、実績等により、管理運営料交付金１０３万円を減額しております。

戻りまして、８ページ、タブレットでは１６５ページの歳入を御覧ください。

診療収入の外来収入につきましては、外来患者数の実績見込みにより４６万1,０００円を減額しております。

その他診療収入につきましては、保健予防活動収入として、インフルエンザ予防接種等の実績見込みにより２６８万7,０００円を増額、その他収入として、診断書料・主治医意見書代等の実績見込みにより１１３万3,０００円を増額しております。

県補助金の保健衛生費補助金につきましては、訪問診療の実績見込みにより１４万4,０００円を減額しております。

他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、診療収入等の実績に伴い、

１９６万3，０００円を減額しております。

諸収入の雑入につきましては、医療従事者住宅家賃収入の実績見込みにより８万２，０００円を増額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第４２号を御説明いたします。令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）でございます。

予算書１０ページ、タブレットの１７５ページの歳出を御覧ください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みにより、管理運営料交付金７４２万４，０００円を減額しております。

次ページを御覧ください。

訪問看護事業費の負担金補助及び交付金につきましても、実績見込みにより、管理運営料交付金３０万円を減額しております。

戻りまして、８ページ、タブレットの１７４ページの歳入を御覧ください。

介護老人保健施設事業収入の施設療養費収入でございます。利用者の実績見込みにより、入所者療養費収入２９万９，０００円の増額、短期入所者療養費収入２６４万２，０００円の減額、通所者療養費収入１７３万７，０００円の増額をしております。

施設利用料収入でございます。入所者等の実績見込みにより、室料収入４０万９，０００円の減額、食材料費の収入７７万９，０００円の増額、その他収入７万５，０００円の減額をしております。

その他事業収入につきましては、主治医意見書代、訪問調査料等の実績見込みにより４万3，０００円を増額しております。

訪問看護収入。訪問看護収入につきましては、利用実績の見込みにより４３７万１，０００円の減額、その他収入につきましては、休日・時間外利用料収入等の実績見込みにより３万７，０００円の減額をしております。

県補助金の保健衛生費補助金につきましては、訪問看護の実績見込みにより２万３，０００円を減額しております。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金につきましては、施設療養費収入等の実績により７７２万４，０００円を減額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第４３号を御説明いたします。令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）でございます。

予算書２ページ、タブレットで申しますと１８６ページの第４条を御覧ください。

企業債の補正でございます。総額で２，５２０万円の減額をしております。

なお、詳細につきましては、資本的収入及び支出において御説明をいたします。

予算書１４ページ、タブレット１９８ページの収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

病院事業費用の医業費用でございます。給与費合計１９万４，０００円の減額につきましては、実績見込み、もしくは確定によるものでございます。

経費の交付金８０１万８，０００円の増額につきましては、実績見込みによるものでございます。

資産減耗費の固定資産除却費３５３万９，０００円の計上につきましては、今年度整備を行いましたＭＲＩ等について、旧機器を除却するものによるものでございます。

上段の収益的収入でございます。

病院事業収益、医業収益の入院収益につきましては、入院患者数の実績見込みにより３，１８９万９，０００円を増額しております。

外来収益につきましては、外来患者数の実績見込みにより８０８万１，０００円を増額しております。

その他医業収益でございます。室料差額収益３５万円の増額、公衆衛生活動収益８２５万４，０００円の減額は、実績見込みによるものでございます。

医業外収益でございます。負担金交付金の他会計負担金につきましては、支出で説明をしております実績見込みから３，８３１万１，０００円を減額しております。

その他医業外収益につきましては、訪問リハビリテーション等の実績見込みにより６５４万７，０００円を増額しております。

補助金の国県補助金につきましては、僻地医療対策事業、医療従事者確保支援事業等の確定により７５１万２，０００円を増額しております。

長期前受金戻入７８万１，０００円の計上につきましては、支出で説明いたしまし

たＭＲＩ等の除却に伴うものでございます。

１ページめくっていただきまして、資本的収入及び支出の支出を御覧ください。

建設改良費でございます。有形固定資産購入費の機器及び備品購入費１，４１３万５，０００円の減額、建設改良費の工事請負費１，１０７万円の減額につきましては、確定によるものでございます。

上段の資本的収入を御覧ください。

企業債２，５２０万円の減額につきましては、支出で説明いたしました建設改良費等の確定によるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　議案第４４号を御説明いたします。令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

タブレットは２０１ページ、紙のほうは２ページを御覧ください。

第４条企業債補正の変更でございます。４，３３０万円の減額補正を行っております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

１４ページ、タブレットでは２１３ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。給料、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費につきましては、合計で５１９万４，０００円を減額しております。

通信運搬費につきましては１３万６，０００円を減額しております。

委託料につきましては、戸谷、中曽野、豊稼の浄水場委託精算により１２万円減額しております。

手数料２９万円につきましては、水質検査手数料の増額でございます。

薬品費につきましては、次亜塩素酸の購入により８万７，０００円を増額しております。

すいません、１ページめくってもらいまして、続きまして配水及び給水費でござい

ます。

法定福利費につきましては１５万８，０００円を減額しております。

備消品費につきましては、長野ポンプ場に防草シートを設置することにより４１万円を増額しております。

委託料につきましては、島根県が行っている河川改良工事による戦橋の架け替えによる設計委託料の精算により４０万円を減額しております。

また、各家庭の量水器メーター交換委託料の精算により２０万円を減額しております。

工事請負費でございますが、後田地区下水道管敷設に伴う配水管支障移転の工事完了に伴い、２４万２，０００円を減額しております。

続きまして、総係費でございます。法定福利費、退職手当組合負担金につきましては９６万４，０００円を減額しております。

消耗品費につきましては、デジタル濁色度計の購入、公用車のスタッドレスタイヤ、閉開栓キャップの購入等により２６万２，０００円増額しております。

手数料でございますが、公用車レッカー引上げ料により５万３，０００円を増額しております。

賃借料でございますが、公用車修繕による代車リース料１１万円を増額しております。

修繕料でございますが、公用車修繕により８万４，０００円を増額しております。

研修費でございますが、各種研修の中止やウェブ等に伴い、１万６，０００円を減額しております。

保険料でございますが、各種保険料の確定により１５万５，０００円減額しております。

続きまして、減価償却費の有形固定資産減価償却費でございます。建物と機械及び装置でございますが、１７１万４，０００円を減額しております。

１ページめくってもらいまして、上段の収入を御覧ください。

収益的収入の水道事業収益でございます。その他営業収益の分担金でございますが、新規加入が１３件、閉開栓手数料の増加により、合わせて７９万６，０００円を増額

しております。

営業外収益の受取利息及び配当金の基金利息につきましては、１，０００円を減額しております。

他会計補助金につきましては、各事業費の精算による確定に伴い、６６９万６，０００円を減額しております。

長期前受金戻入でございますが、５１万３，０００円を減額しております。

雑収益のその他雑収益でございますが、後田地区下水道管敷設に伴う配水管支障移転工事の精算により６万７，０００円減額、戦橋県道改良工事の委託料確定に伴い２３万１，０００円減額、土地貸付収入２万７，０００円の増額により、合計しまして２７万１，０００円を減額しております。

特別利益のその他特別利益でございますが、敷地使用料の確定に伴い、６，０００円減額しております。

続きまして、紙は１８ページ、タブレットは２１５ページの下段、資本的収入及び支出の支出について御説明いたします。

建設改良費の水道施設整備費でございます。備消品費、燃料費は精算額確定に伴い、２４万３，０００円増額、通信運搬費、光熱水費につきましても、合計で３４万円を減額しております。

委託料につきましては、緊急管路改善事業の設計精算により３７万４，０００円減額しております。

工事請負費につきましては、緊急管路改善事業の工事完了に伴い、１５万２，０００円の減額、麓耕地区未普及地解消事業の工事完了に伴い、３，６６４万４，０００円の減額、日原第１浄水場整備工事の完了に伴い、１，６０７万１，０００円の減額により、合計５，４２３万６，０００円の減額をしております。

補償費でございますが、日原第１浄水場のＮＴＴ電柱移設に伴い、８万６，０００円を増額しております。

投資、基金費の積立金でございますが、１５万１，０００円を減額しております。

上段の資本的収入を御覧ください。

企業債でございますが、工事費の確定により４，３３０万円の減額をしております。

国庫補助金でございますが、同様に工事費の確定に伴い、７３４万１，０００円を減額しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで１１時３０分まで暫時休憩とします。

午前11時22分休憩

……

午前11時30分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの、公の施設の指定管理の指定についてということで、議案の第３８号でございますが、津和野町医療従事者住宅の件であります。これについて説明がございましたが、この医療従事者住宅については、これ以外に複数あるということであります。そういったことで、それぞれの内訳書を一応資料請求したいと思いますがよろしいでしょうか。はい。それじゃ、月曜ぐらいになるかもしれませんけども、追加の資料を要求したいと思います。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第４２．町長施政方針

○議長（草田　吉丸君）　日程第４２、町長施政方針。町長。

○町長（下森　博之君）　令和６年第３回津和野町議会定例会の開会に当たり、令和６年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会をはじめとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第であります。

令和６年元旦、能登半島で発生した大地震は甚大な被害が生じております。まずもって、地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

津和野町といたしましても、町営住宅への被災者の受入れと職員派遣の申出を行うとともに、災害支援協定を結ぶ石川県志賀町へのふるさと納税における事務代行などの支援を行っておりますが、今後も必要に応じてできる限りの支援を継続してまいり

たいと考えております。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は現在も終息に至っておらず、尊い命が日々失われ続けております。戦争が人災であるという残酷な現実と、それに対する自身の無力さに虚しさをも覚えるこの頃でありますが、それでも改めて、このたびのロシアによる軍事行動に対し断固抗議の意を表するとともに、ウクライナの平穏な生活が早急に取り戻され世界平和が確立されるために、微力であっても一人の人間としてできることを考え実践をしてまいりたいと考えております。

さて、本町の人口減少は一向に改善の兆しを見せる状況にありません。決して、人口を増加させることを目標としているわけではありませんが、減少の度合いを緩やかにすることを目指した取組をこれまで行い、ときに成果を認める数字が出る年もあるものの、全体的には改善という判断をするデータが出ている状況にはないと考えております。

私が町長に就任した直後の平成２２年国勢調査では本町の減少率は１１．４％であり、島根県内市町村では一番高い数値となり、当時メディア等にて盛んに取り上げられた消滅可能性都市においても全国上位に位置しておりました。

人口減少は様々な課題を生じさせますが、商工業出身である私にとって一番に危惧をしたことは、経済の縮小による町内商工業者の閉塞感と将来展望に対する気持ちであります。そうした方々の苦しみや思いを共有する中で、人口減少に歯止めをかける町政運営を一番に心がけるべきと考え、これまで厳しい財政状況にあっても行財政改革を断行し、様々な対策事業に取り組んできたところであります。

新型コロナウイルス感染症の渦中にあっても、全国に先駆けて経済対策事業を打ち出したのも、常に商工業者の思いに心を寄せてきたことの表れでもあります。しかしながら、その後の国勢調査においても若干の数値の改善は見られるものの、町内経済の閉塞感が払拭できるほどには到底及ばない減少率の数値が明白に結果として出ております。

町長４期目という長期に及んでいる私にとって、これまでの取組に対する現状の結果は、いかなる言い訳もできるものではないと厳しく受け止めているところであります。こうした状況を踏まえ、令和６年度からの２年間を人口減少重点対策期間として

位置づけ、短期的効果を得られる視点からの取り組むべき具体策を、これまでの庁議において議論を重ねてまいりました。

本町では、ここ数年来、０歳児からのひとづくり事業を推進するとともに、教育の魅力化による定住対策に取り組んでおります。これは、藩校養老館教育の流れをくみ、歴史的に教育立町を志向してきた本町にとって、全国のサービス合戦に追従することのない特色ある人口減少対策としてふさわしいものであり、その信念に揺るぎはありませんが、一方で、教育の魅力化は時間をかけて醸成されるものであり、早急な結果が求められるものではありません。

こうした観点から、今後においても中長期的な視点から、教育の魅力化による定住対策に取り組むことと、併せて短期的な視点からの人口減少対策について厳しい財政状況を鑑み、経常経費とならないよう重点対策として期間限定において幾つかの新規事業に取り組みたいと考えております。

そして、どのような社会状況においても住民の営みは変わらず続いており、通常の行政運営においても地方創生の取組や住民サービスが停滞するようなことがあってはならないと考えております。

本町は平成１７年の合併以来、徹底した行財政改革と財政の健全化に取り組んでまいりましたが、今後も、第３次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づいた更なる改革に努めるとともに、地方交付税や過疎債の確保に取り組み、財政の健全化とまちづくりのバランスの取れた行政運営を進めてまいります。そして資源の効率的、効果的な配分を意識しながら、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、更には道路や上下水道をはじめとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、令和６年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況についてであります。

令和４年度一般会計の歳入歳出差引額は１億７，８４７万３，０００円、実質収支は９，０５６万３，０００円の黒字でありました。経常収支比率は８７％と対前年度比

５．２ポイントの増となり、依然として高い状況が続いております。

また、主要財政指標である実質公債費比率につきましては、１０．２％と対前年度比０．６ポイントの増となっております。

地方債につきましても、有利な地方債を活用するとともに新規抑制に努めてきたところですが、前年度比４億１，５９０万円の増となり、令和４年度末には１４７億４４１万３，０００円となりました。基金につきましては、財政調整基金及び減債基金とで前年度比１億６，５０３万１，０００円の増となり、令和４年度末には２２億１，９５８万３，０００円となったところであります。

自主財源である税収につきましては、定額減税の影響等から町税全体では前年度比マイナス２，２６７万９，０００円、約３．６％の減額を見込んでおります。また、本町は、歳入の約４８．５％を占める地方交付税をはじめとする依存財源に大きく左右される状況にあります。普通交付税においては、人口減少に伴う基準財政需要額の減額など、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。本町の均衡ある発展のためにも、自主財源である町税をはじめとする歳入の確保に努力をしてまいります。

一方、歳出については、少子高齢化の進展による社会保障費の増大、公共施設等の長寿命化等の投資的経費が増加するなど、昨年に引き続き財源不足を基金で充当する結果となりました。更なる行財政改革を進め、限られた財源の有効活用に努めつつ、事業の緊急性や必要性などを勘案し、優先順位づけをした中で事業を展開してまいりたいと考えております。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。

令和６年度当初予算編成におきましては、自主財源の根幹をなす町税や地方交付税の伸び悩みなど一般財源そのものの増収が見込めないことから、引き続き対前年度比マイナスシーリングの一般財源枠配分方式を採用した予算編成といたしました。

なお、配分枠予算を堅持しつつ重点施策を具現化するために、事業費や事務量の増減要因を十分に検証するとともに、原油価格、物価高騰による経費の増加に対応しながら、更なる経費の節減に努めるとともに、後年度負担にも配慮し、基金や町債を効果的に活用するなど限られた財源の中で、より効率的な行政執行と財政運営の確立に徹する予算編成を基本的な考え方としたところであります。

こうして予算編成を進めた結果、令和６年度の一般会計予算額は９０億４，５００万円で前年度当初予算額９１億７，５００万円に対し１億３，０００万円の減額、率にして約１．４％減、一般財源総額では５６億６，６５７万７，０００円となり、前年度一般財源総額５５億６，０３９万５，０００円に対し１億６１８万２，０００円の増額、率にして約１．９％の増となっております。

行財政改革の推進についてであります。

行財政改革につきましては、津和野町行財政改革大綱に基づき、町税等の収納率の向上など、行財政基盤の強化と効率的な行政経営に努めてまいります。

令和５年度は、ふるさと納税寄附額が昨年度に続き７，０００万円を超えました。令和６年度においても、企業版ふるさと納税をはじめ積極的な制度の活用を図ってまいります。

第２次津和野町総合振興計画並びに第２期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略に掲げる各施策の進捗管理や事業検証については、行政評価制度に基づいて行います。

また、情報化社会の進展により、自治体においてもデジタルトランスフォーメーション、いわゆるＤＸの推進が求められております。本町においてもＤＸ化を進めることにより、業務量が増大している職員の負担軽減や業務の効率化、そして住民サービスの向上に大きく寄与すると期待をしているところであります。本町ではこれまでの誘致活動により、多様なＩＴ系企業に進出いただいているほか、関連する企業との御縁が生まれており、こうしたネットワークを財産として連携を図りながらＤＸ化を推進してまいります。

住民協働のまちづくりの推進についてであります。

住民協働のまちづくりの推進につきましては、１２地域で組織されているまちづくり委員会との協働により、地域課題解決のための取組を進めております。令和６年度におきましても、これまでの課題点等を検証し、より良い制度への見直しを行いながら、それぞれの地域の特性を生かした活動や課題解決に向けた活動を支援してまいります。

また、まちづくり組織の新たな担い手育成にも取り組み、今後も安心して住み慣れ

たこの町で暮らし続けることができるよう生活機能の維持・確保など、地域運営の仕組みづくりを推進してまいります。

税収対策についてであります。

令和６年度当初予算では、町税６億４１６万４，０００円を計上しております。その内訳は、市町村民税１億９，７０７万１，０００円、固定資産税３億３，８６４万４，０００円、軽自動車税ほか６，８４４万９，０００円であります。

令和５年度当初予算と比較すると、市町村民税については個人住民税の定額減税分の減収分を考慮し１，８３５万１，０００円（８．５％）の減額としております。なお、定額減税により生じる減収分については、地方特例交付金により全額国費で補填される見込みであります。また、固定資産税については、昨年度より７２３万９，０００円（２．１％）の減額を見込んでおります。これについては、令和６年度が３年に一度の評価替えの年になり、その影響によるものでございます。

軽自動車税他については、新型コロナウイルス感染症等の影響等から回復基調にあることから、昨年より２９１万１，０００円（４．４％）の増額を見込んでおります。

町税の賦課徴収につきましては、適正な課税、厳格な徴収に努めてまいります。また、滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて真摯な姿勢で取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と鹿足郡内の鹿足郡事務組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム組合が組織されております。今後も、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図りながら行財政改革にも取り組み、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、山口県央連携都市圏域においても山口県内関係市町と意思疎通を図りながら、７市町の連携を更に深め、本町の観光振興につなげてまいります。

総合的なまちづくり施策の展開についてであります。

本町のまちづくり施策に関しましては、「第２次津和野町総合振興計画」に掲げる、

「ひと（人）とひと（人）の絆で結ぶ　津和野ブランドによる協働のまちづくり」の実現を目指すとともに、本町の持続的な発展の基礎を築き継承していくため、町民の皆様や関係機関との連携や協働を図りながら、計画に掲げた各施策を着実に推進してまいります。

また、「第２期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」に基づき、引き続き人口減少問題に対応した施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

以下、第２次津和野町総合振興計画における基本構想、後期基本計画に準じて施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

基本目標１　ふるさとの自然を愛し住みよい環境をつくるまちづくり。

計画的な町の形成であります。

まず、計画的な土地利用についてでございます。

本町に存在する土地は、地域の発展や豊かな町民生活及び経済活動における重要な基盤であり、社会環境の変化に的確に対応した土地利用を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。誰もが住みたい、住み続けたいと思える快適な生活空間を確保するため、地域の特色を生かした都市的、自然的な土地利用を推進します。

町並み整備と景観対策の推進についてであります。

町並み整備事業につきましては、令和５年度から第２期歴史的風致維持向上計画が国から認定を受け、今後、１０年間のスパンで計画を実行することとなります。

第２期の計画では、第１期計画の課題を踏まえて、津和野城下町を中心とした重点区域内において、歴史的風致を構成する建造物の保存・活用をはじめ、点在する歴史資産等を町民や来訪者が快適に周遊する環境整備を行ってまいります。

また、引き続き宿泊施設の充実や廃屋の撤去を行い、地域一体となった面的な観光地の再生、高付加価値化に向けてハード面を核とした取組を実施してまいります。

景観保全・景観づくりにおきましては、生活環境の向上や経済活動の活性化を踏まえた上で、良好な景観形成のための計画づくりを進めることとし、町内各地域の特性を反映した景観の保全、継承や身近な景観づくりを推進します。

伝統的建造物の保存整備についてであります。

国選定の重要伝統的建造物群保存地区については、保存計画に基づき建造物等の保

存整備を継続するとともに、新たに防災施設整備事業に着手し、伝建制度を活用したまちづくりを行ってまいります。

また、今後も津和野まちなみ保存会との連携を強化しながら事業の周知を図ってまいります。

地籍調査の推進でございます。

適切な森林管理や円滑な土地利用、また、迅速な災害復旧への対応のため、引き続き地籍調査事業による境界の調査や確認を実施し、土地境界の明確化を進めてまいります。

令和６年度において、一筆地調査は富田、中曽野、直地の３地区、測量業務は須川、富田、中川、中曽野、直地地内の１０地区、閲覧は富田、中川、直地の３地区を実施予定としております。

今後も調査方法や実施体制等を検討の上、事業の効率化を図り、進捗率の向上に努めてまいります。

上下水道の整備、維持管理。

水道施設の整備についてであります。

継続して安心・安全な水道水を供給していくため、施設の改善や適切な管理運営に努めるとともに、令和２年３月に改訂を行った「津和野町新水道ビジョン」に基づき、水道事業を継続していくために必要な施策のうち、早急に取り組まなければならない課題に対する施策を計画的に推進してまいります。

下水処理施設の整備についてであります。

下水道整備事業につきましては、ストックマネジメント整備計画に基づき、旧津和野処理区、旧日原処理区の施設、管路の長寿命化を目指し管理を進めてまいります。

また、下水道認可区域外地区においては、合併処理浄化槽設置に対する補助事業の推進、また、水質浄化活動や環境保全に取り組んでおられる住民、団体への支援を行ってまいります。

一方で、津和野地区の下水道への普及率は島根県全体の平均と比べて低く、下水道効果の向上と健全な事業運営を行うためには接続率の向上が重要な課題となっております。町民の皆様の加入への御理解と御協力を改めてお願い申し上げますとともに、

更なる加入促進に努めてまいります。

環境の保全。

ごみ減量化、再利用化、再資源化の推進についてであります。

環境に影響を与えておりますごみ処理問題は、大量生産、大量消費により大量の廃棄物を生んでおります。限りある資源を有効に活用するため、ごみの減量化やリサイクル化など、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けたリデュース（抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の３Ｒ運動推進への理解を深めていただけるよう普及啓発に努めてまいります。

環境教育・学習の取組についてであります。

循環型社会の実現に向けては環境教育が重要であり、引き続き地域社会への学習機会を提供するとともに、住民、事業者、行政の一体的な取組が推進されるよう努めてまいります。

再生可能エネルギー等の利活用推進についてであります。

自然環境を守り、自然と共生した生活を営むことは、津和野町の魅力を高め、重要な定住要件となるとともに、後世にすばらしい財産を残す観点からも重要であり、継続的な活動が大切です。「津和野町ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、美しい森林の整備とバイオマスガス化発電事業をはじめとした再生可能エネルギーの利活用等の促進を図り、２０５０年温室効果ガス排出実質ゼロの目標達成に向けた取組を推進してまいります。

地球温暖化防止対策についてであります。

地球環境に配慮した行動が求められる現代において、地域における地球温暖化対策は、多様な主体の協働による取組が重要です。今後においても「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心として、事業所及び住宅における電気や燃料消費量の削減、ごみの減量等、実践の輪が広がるよう推進をしてまいります。

道路の整備、維持管理。

国道、県道の整備と利便性の向上についてであります。

町内を走る国道並びに県道は、広域連携を促進し、町民の日常生活や観光をはじめとする経済活動などの活発化に寄与するものであり、国や県と連携し整備を進めてま

いります。

特に、国道９号は急カーブなどの視距不良箇所が多く、大雨時に通行止めになるなど災害に対して脆弱であり、交通安全、防災対策を計画的に実施していただくよう引き続き国に対して要望してまいります。

県道の整備につきましては、令和６年度は継続の改良工事が須川谷日原線・匹見左鐙線・津和野田万川線・津和野須佐線の４路線において実施予定であり、事業の推進に当たり引き続き島根県に協力をしてまいります。

町道、林道、農道の整備と保全についてであります。

町道等の整備や維持管理につきましては、効率的、計画的に実施し、町民の皆様の日常生活や経済活動が円滑に行われるよう引き続き努めてまいります。

令和６年度の町道整備は、継続の「笹ヶ谷線」、「野中線」、「商人線」、「砥石線」、木部地区の「福谷線」に新規の「滝元線」を加えた６路線の道路改良事業と、継続の「一の谷線」の落石対策事業、新規の後田地内の舗装事業を実施する予定としております。

また、長寿命化対策事業として、「吹野１号橋」、「白井橋」、「常盤橋」、「旭橋」の橋梁修繕工事を実施するとともに、計画的な橋梁の定期点検により橋梁の健全度の診断を進めてまいります。

また、農道の整備では、継続の「奥ケ野地区」と新規の「須川地区」の農道舗装を実施する予定です。

そして、県営林道開設事業では「耕田内美線」が継続で予定されており、これにより森林施業を促進させ、地域林業の活性化を図ってまいります。

交通手段の確保。

ＪＲ山口線の活性化についてであります。

ＪＲ山口線は、通学・通勤及び通院、ＳＬをはじめとする観光振興など、町民生活に重要な役割を果たしておりますが、自家用車の普及や人口減少等により利用者が減少傾向にあり、列車の減便等による利便性の低下などの課題が生じてきております。

沿線地域の活性化や利用促進をより一層図るため、山口線利用促進協議会や島根県鉄道整備連絡調整協議会と連携し、生活交通と観光面の交通確保に努めてまいります。

バス路線の維持や町営バス等地域公共交通の整備についてであります。

山間地域の生活を支える公共交通ですが、少子高齢化とともに利用者のニーズが時の経過に合わせ様々に変化してまいります。令和６年度においては、持続可能で住民の生活に即した運行サービスを実現するため、令和５年度に策定した津和野町地域公共交通計画に沿って事業を進めてまいります。

また、厳しい財政状況の中においても、利便性の向上が図られるよう、民間交通事業者と町営バスが連携をし交通体系の改善に向けた取組を適宜行ってまいります。

萩・石見空港の東京路線の利用促進についてであります。

萩・石見空港東京線は、コロナ禍において搭乗者数の大幅減少等大きな影響を受けておりました。令和５年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類になったことに伴い、徐々に搭乗者数が増えつつある状況です。引き続き令和６年度においても、全日空との連携強化を図りながら利用促進策を推進してまいりたいと考えております。

また、本町独自の利用促進策として、２人以上で往復利用した町民を対象に、申請に基づき商品券を贈呈する取組を継続したいと考えております。

消防・防災体制等の充実。

防災体制の整備についてであります。

本町におきましては、平成２５年豪雨災害や東日本大震災を教訓として、災害に強い安心・安全で住みよいまちづくりを進めているところです。風水害や地震等の自然災害は、発生そのものを止めることは不可能であり、被害を低減させる「減災」の視点が大切です。そのためには、「自助」、「共助」及び「公助」の３つの要素を強化することが必要であり、住民と行政が連携をして災害に備える防災対策の強化に積極的に取り組むとともに、自主防災組織の結成や防災士資格の取得促進、防災学習や訓練の実施と支援などを通じて、地域防災力の向上と住民の安全確保に努めてまいります。

避難情報に関する国のガイドラインでは、住民等が避難に関する情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルとして、警戒レベル４の避難指示までの避難を促すなど、住民等の避難行動等を支援する取組が行われております。

本町におきましても、防災行政無線の機能を最大限に活用し、自然災害が発生または発生のおそれがある際は、早めの避難行動につながるよう迅速な避難情報の発令等充実した防災情報等の発信に努めてまいります。

消防・防災意識の普及・啓発についてであります。

避難指示等の避難情報に応じた迅速な避難行動を取るためには、平時から防災意識を高め訓練することが重要ですので、地域一体となった防災訓練や防災学習の実施に努めてまいります。

また、島根県により県管理河川に係る想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図が新たに指定、公表されたことを踏まえ、いずれ起こるかもしれない災害への事前の備えとして、新たに作成した津和野町防災ハザードマップを令和６年度に配布し、住民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

消防・防災機能の整備についてであります。

消防につきましては、広域消防及び消防団との緊密な連携のもと、火災予防の徹底を図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化の観点から、多様化するあらゆる災害に対処するため、水防工法や救助資機材を使った訓練等も実施し、団員の災害出動時の技量向上を図ってまいります。

また、引き続き消防設備や安全装備品の整備を進める必要があると考えており、第３次消防団総合整備計画に基づく整備を図るとともに、第４次消防団総合整備計画の策定に向けた協議を始めてまいります。

ハード面においては、激甚化・頻発化する災害への対応のため、国が推進する「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を踏まえ、緊急自然災害防止対策事業では、「町道駅前線」の側溝整備と豊稼地内「猪子堀川」の護岸整備を、農業用水路等防災減災事業では山下地内「大河原地区」のため池廃止工事に着手します。そして、町道「円の谷線」においては、災害時の避難者の安全な通行が図られるよう冠水対策を進めてまいります。

一方、島根県に対しましては、治山、砂防、河川改修、急傾斜地崩壊対策事業等が今後も年次的に実施されるよう要望を行ってまいります。

令和６年度計画の県営事業のうち、治山事業では商人地内の「藤治ヶ谷」、砂防事

業においては継続の「坂上の谷」、河川改修事業では継続の「津和野川（高田～山入地区）」、急傾斜地崩壊対策事業では継続の「扇町地区」、防災重点農業用ため池緊急整備事業では継続の「滝ノ下地区」、そして国道１８７号左鐙地内の道路冠水対策が予定されており、防災・減災のための円滑な事業の推進が図られるよう協力をしてまいります。

また、河川や排水路の急激な水位上昇を防ぎ、下流域の農地や市街地における洪水被害を軽減する流域治水対策として、中山、長福地内で実施されている「田んぼダム」の取組が拡充され、その効果が発現できるよう啓発を進めるなど、農村コミュニティの活性化による更なる地域防災力の向上に努めてまいります。

交通安全・防犯体制等の充実。

交通安全の推進についてであります。

本町におきましては、町民をはじめとする多くの皆様が安全・安心に利用できる交通網の確保のため、町と警察署をはじめとする関係機関が連携して、町内交通危険箇所に対する道路整備や交通標識等の安全施設の整備、改修を行ってきており、今後も更なる安全のために拡充を図ってまいります。

また、多くの団体等で構成する津和野町交通安全対策協議会が中心となり、各種交通安全キャンペーンや広報活動を積極的に推進して、幅広い町民の皆様の参加できる交通安全活動を通じた交通安全意識の向上を図ります。

防犯対策の推進についてであります。

防犯対策については、その一環として、自治会や防犯団体の申請する防犯灯設置に対する補助や、防犯カメラの電気料に対する補助を行ってまいりました。今後においても、自治会や防犯団体等の自主的な活動を支援するとともに、連携して地域防犯力の向上を図ってまいります。

消費生活相談の充実と消費者意識啓発の推進についてであります。

社会環境の変化に伴い、日常生活の利便性が向上している一方で、環境や貧困、差別等の地球規模の問題も深刻化しております。こうした状況を受けて、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を進めていく必要があります。

また近年、悪質商法や詐欺の被害も後を絶ちません。消費者を狙う悪質商法の手口

は複雑かつ巧妙化しております。町民に的確な情報を提供することにより消費者意識の向上を図るとともに、安全で安心した消費生活が送れるよう、消費者の権利の尊重と自立の支援、利益の擁護に努めてまいります。

老朽空き家の対策であります。

老朽化等による危険な状態で放置されている空き家については、所有者または管理者が責任を持って管理することが原則であり、適正な管理が行われるよう所有者等の把握を行い、町民及び関係機関等と連携し、除却等を含めた助言・指導等の対応を行います。具体的には、国の空き家対策総合支援事業や島根県老朽危険空き家除却支援事業を積極的に活用し、当面の老朽空き家の課題解決に向けた迅速な対応を行います。

公営住宅の整備・維持管理であります。

公営住宅の整備は、定住促進対策の重要な要件となるものであり、喫緊の課題であります。町営住宅の中には老朽化が顕著な建物もあり、現代生活様式に合った快適な住環境を形成するため、時代のニーズに適応した計画的な整備が求められます。住民マスタープランや公営住宅等長寿命化計画により、計画的に公営住宅の整備を進めてまいります。

続いて基本目標２　学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりであります。

学校教育の振興。

確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実についてでございます。

本町では、「自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力をもって自らの人生と郷土・我が国・世界の未来を切り拓く「津和野人」の育成」を教育ビジョンの基本理念に掲げ、「生きる力」を育む教育に取り組んでおります。

小・中学校で身につける基礎的・基本的な知識や技能の習得はもとより、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、思考力や表現力、判断力の育成を重視してまいります。そのために、０歳児からのひとづくり事業として、保育園や学校と地域、家庭、行政が一層連携を深め、保・小・中・高につながる一貫したキャリア教育、ふるさと教育の推進に取り組みます。

学力育成の取組としては、引き続きＩＣＴ機器の利活用や協調学習の取組など、教員の授業改善に取り組むとともに、学ぶことへの意欲を高める取組を展開したいと考

えております。

令和６年度からは、津和野町ＧＩＧＡスクール構想を基に、町内統一した方針のもと、ＩＣＴ機器の活用を一層進め、学びの機会をしっかりと確保するとともに、一人ひとりに応じた個別最適化学習の実現に努めます。

豊かな心と健やかな体を育む教育の取組の推進についてであります。

芸術活動を通して豊かな感性や創造力を伸ばすことを目的に始まった芸術士の派遣事業は、８年目を迎えます。加えて、学校と地域をつなぐ教育魅力化コーディネーターの活動などを通して、本町の特色を生かした学びの充実を図ります。

学校給食については、全量を児童生徒自身が暮らす津和野町内産のお米を提供しております。新たな津和野町学校給食センターでの給食提供が始まることから、これまで以上に児童生徒へ安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

特別な支援を必要とする教育の推進であります。

特別支援教育の推進・充実に努めるとともに、いじめや不登校等の問題を抱える児童生徒に対しては、公認心理士の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により学校と連携し、適切な対応に努めてまいります。

教育施設・設備の充実であります。

耐震化は完了したものの、建築後３０年を超える学校施設が全体床面積の約４９％を占めております。こうした施設を長く安全に使っていくために、令和２年度に「津和野町学校施設長寿命化計画」を策定いたしました。今後は、この計画にのっとり、計画的な施設の改修に努めていきたいと考えております。

教育の魅力化推進であります。

０歳児からのひとづくりプログラムに示した「対話する力」、「課題を見抜く力」、「創造・行動する力」の３つの力の中から、特に「対話する力」の育成を令和５年度から３か年の重点項目に設定しており、地域や学校と連携し取組を推進してまいります。

合わせて、令和４年度から進めている、文部科学省のモデル事業である幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業の最終年となるため、これまでモデル地区として進めてきた日原小学校区での成果を基に、町内の他の小学校区へ広げ、理解を深め

る取組を健康福祉課と連携し進めてまいります。

また、学校運営協議会制度を活用し、今まで以上に地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるとともに、地域の創意工夫を生かした特色のある教育を推進してまいります。

津和野高等学校の支援であります。

将来の地域や社会を担う人材を育成する本町唯一の高等学校存続のため、津和野高等学校並びに島根県とも連携をし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを支援してまいります。

社会教育の振興。

生涯学習の推進についてであります。

社会教育につきましては、学校教育と連携、融合した取組として、ふるさとを愛し、誇ることのできる「津和野人」の育成を掲げております。その実現のため、教育ビジョンの基本施策である０歳児からのひとづくりの「ヨコの連携」の核となる「学びの協働推進事業」に取り組みます。その一つとして、一般財団法人つわの学びみらいと中学校が連携して、総合学習のプログラムを設計、実践する取組を行います。このことにより、津和野町で育てたい子ども像を意識した持続可能な学習プログラムの構築を目指します。

また、今後ますます重要になってくる「非認知能力」を育むために、引き続き、放課後子ども教室や子どもの居場所づくり事業を通じて、ふるさとを肌で感じることができるような体験活動の充実を図るとともに、青少年育成協議会や子ども会組織とも連携をし、安全に活動できる居場所づくりや環境づくりへの取組を行ってまいります。

社会教育施設の活用促進についてであります。

「ひとづくり」や「地域づくり」の中心となるのが公民館です。地域住民のよりどころであり、地域課題を解決していく場でもあります。今後も地域の拠点として、また学校と地域をつなぐ核として、各地域のまちづくり委員会とも協力をし合いながら、公民館活動の充実を図ります。

また、日原地域においての集会施設として整備を計画しております日原地域活動拠点施設の建設に向けて、まずは旧津和野町役場第２庁舎の敷地造成工事を行います。

読書好きな子ども達を育てる取組として、昨年に引き続き、ブックトークと子ども達が自ら読みたい本を選ぶ選書会を開催するとともに、乳幼児健診での絵本の読み聞かせ事業等、乳幼児期から本に親しむ機会を多く提供していきたいと考えております。また、津和野図書館と日原図書館の２館と学校図書館との連携を図りながら、情緒豊かな子どもの育成を目指します。

青少年育成。

青少年育成活動の充実についてであります。

教育基本法の改正により、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が教育の目標として規定されました。次代を担う青少年の育成のために、家庭、地域、学校のそれぞれが、相互に密接に連携しながら、「社会総がかり」で青少年の健全育成に取り組む体制づくりを一層推進してまいります。

青少年育成体制の充実であります。

現在、津和野地区の４組織で取り組んでいる青少年育成協議会については、今後、日原地区でも組織化を図り、活動を広げたいと考えます。

地域文化の振興。

文化・芸術活動の振興についてであります。

本町には、安野光雅美術館や森鴎外記念館、郷土館、日原歴史民俗資料館等、多くの文化施設があります。

安野光雅美術館については、様々な所蔵作品について、引き続き定期的な展示の入れ替えを行い、館内展示の充実を図ります。そして、館外での展覧会の開催に努め、安野光雅氏の功績や作品世界の認知度の向上を図り、来館者の増加に努めます。

また、ワークショップ等の開催により、安野作品の魅力の伝承や美術館を身近に感じてもらえるような取組を進めます。

森鴎外記念館では、令和７年度に開館３０周年を迎えるに当たり、森鴎外の研究施設としての存在感を更に高めるべく、鴎外研究を進め、刊行物にてその成果を発表します。また、講演会・企画展を通して鴎外の功績を伝え、官民各団体と連携し、鴎外及び森鴎外記念館の認知向上を図ります。

文化財の保存・活用についてであります。

文化財行政については、令和３年度に作成した「文化財保存活用地域計画」に基づき、貴重な文化財の保存や活用・継承に努めてまいります。

国指定史跡「津和野城跡」につきましては、二ノ丸石垣の保存修理工事に着手するとともに、築城７００年を記念した活用事業を実施したいと考えております。

そのほか、史跡等文化財につきましては、国指定史跡「津和野藩主亀井家墓所」の災害復旧工事や国指定史跡西周旧居及び県指定有形文化財旧津和野藩家老多胡家表門の保存修理工事を進め、文化財の保存活用を図りたいと考えております。

また、国指定名勝「旧堀氏庭園」につきましては、ＮＰＯ法人旧堀氏庭園を守り活かす会と連携しながら、その活用に取り組んでまいります。

伝統文化の継承についてであります。

「風流踊」の構成団体として、ユネスコ無形文化遺産に登録された国の重要無形民俗文化財「津和野弥栄神社の鷺舞」については、引き続きその活動を支援します。また、その他の指定文化財や民族芸能につきましても、その保存や活用・継承に努めてまいります。

スポーツの振興についてであります。

２０３０年に島根県で開催される第８４回国民スポーツ大会に向けて、スポーツクライミング競技の住民への普及啓発に取り組んでまいります。併せて、津和野町スポーツクライミング連盟や島根県山岳連盟と連携をし、選手、審判、競技役員の育成を図りたいと考えております。また、中央競技団体の大会会場視察が予定されておりますので、大会会場の選定を行った上で、視察受入れについて準備を進めてまいります。

社会体育施設の整備としましては、老朽化が進んでおります津和野町運動広場のテニスコートについて改修工事を進めてまいります。

続きまして、基本目標３　働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりでございます。

農林水産業の振興。

農業についてであります。

農家の高齢化や担い手対策、耕作放棄地の防止のために、農地の流動化を図り、農業用施設の維持・管理労力や生産経費の削減等を行い、地域間競争力の向上を目指すことを目的として、「中山・長福地区」、「堤田地区」、「山下地区」において、農地の大区画化の圃場整備を行う県営農業競争力強化基盤整備事業や、暗渠排水工事を行う県営農地耕作条件改善事業を進めているところです。

町といたしましても、農業従事者が減少する中でも、食料供給基盤が維持できるようにするための生産性の高い農業が確立できるよう、これらの事業の推進のため、引き続き島根県に協力してまいります。

また、圃場整備事業に附帯したソフト事業制度である高度土地利用調整事業により肥料代等に対する補助を実施するなど、持続可能な農業経営の確立のため農業従事者を支援してまいります。

本町では、水稲栽培を主体とした農事組合法人組織が各地で組織されており、昨年も１法人が設立され、現在１４法人組織が広域連携組織である「わくわくつわの協同組合」とともに農業生産に取り組んでおります。

近年、日本人のコメ離れが進み、米の消費量が減少する中で、高収益作物への取組が求められております。昨年５月には、新型コロナウイルス感染症による行動制限がなくなり、大きく下落した米価も、おおむねコロナ禍以前に回復してきております。本町では、国の政策である経営所得安定対策等事業を活用し、家畜用の飼料用米やＷＣＳの栽培、地域の振興作物である山菜、わさび、里芋などに対して補助金を交付しており、これらの転換作物の栽培面積が拡大しつつあります。これにより、主食用水稲の栽培抑制につながるとともに、主食用水稲は希望どおりの作付ができる状態となっております。

今後も、水田を活用した高収益作物への転換を進めていく必要があり、更に、山菜やわさび、栗などの栽培を推進してまいります。また、県単補助事業の産地創生事業を活用した取組も実施するとともに、有機農業等環境保全型農業の推進に努めてまいります。

地域農業の将来のあり方をまとめた「地域計画」を全町で速やかに遂行することで、耕作放棄地の発生を防ぎ、農地の維持、集落機能の維持を図ります。併せて日本型直

接支払制度などを活用しながら地域の農地を守り、耕作放棄地の発生抑制にも引き続き努めてまいります。

担い手確保においては、新規就農者同士の勉強・交流会、「つわの百姓塾」の活動をはじめ、町内農業者に新規就農者への営農指導やバックアップなどをしていただいたおかげで、多くの新規就農者が移住、定着されてきております。今後も引き続き新規就農者確保に力を入れ、移住後も営農が持続できるようサポートしてまいります。

地産地消の取組では、町内の２つの道の駅の販売所などを活用し、地元産野菜などの販売強化を推進しております。これに併せて、農産物処理加工施設等を活用した野菜等の加工や、地産都消の取組にもチャレンジしており、クオリティーの高い農産物の生産技術についても啓発活動を行ってまいります。

林業についてであります。

林業では、木質バイオマスガス化発電所に原料となるチップを安定供給するため、スギやヒノキの針葉樹だけでなく、広葉樹の間伐、皆伐も含めて、町内の森林整備を進めていくことを検討いたします。

そのためには、森林環境譲与税を活用し、森林所有者の境界確認や県営の林業専用道開設事業、自伐型林業実践者の育成事業などを行い、町の約９割を占める森林資源の活用を推進してまいります。

これらの事業においては、航空レーザー測量で得られたデータを活用し、関係者が集会所等において、机上でも山林境界を確認する事業を積極的に取り組むことにより、山林が活用できる仕組みづくりを森林組合等と連携しながら進めてまいります。

また、本町の地域おこし協力隊による自伐型林業の取組は、これまでに２４人が転入し、このうち１０名は研修終了後にも本町に定住し、自伐型林業に関係する仕事を担っており、併せて現役生も現在５名が活動中であり、町の定住対策の大きな柱となっております。

有害鳥獣対策においては、イノシシやサルなどによる被害が依然として拡大している状況から、里山周辺での捕獲に加え、防護柵等による防除の支援を強化することで、被害の減少を図りたいと考えております。

水産業についてであります。

水産業では、高津川漁業協同組合に確認しましたところ、昨年の鮎の漁獲量は、前年より０．４トン増の４．６トン、ツガニにも０．５トン増の１．５トンで豊漁となりました。

高津川漁業協同組合が、毎年秋に調査をしている鮎の流下仔魚数は、平成２９年は僅か１．１億尾でありましたが、それ以降は増加傾向にあり、昨年は速報値で２７．６億尾と、近年では最高値となりました。この夏の展望としましては、昨年秋からこの冬にかけて降雨量が少なかったことや、冬の海上の天候、特に海水温の動きが今年の鮎漁獲量に影響することから、漁協から情報提供を頂きながら、今年も豊漁となることを期待したいと思いますし、益田地区広域市町村圏事務組合等を通じた支援を継続してまいります。

商工業の振興についてであります。

昨年５月８日から新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行され、日常生活における制約が縮小する中、国内経済は徐々に活性化しております。しかしながら、円安やロシアのウクライナ侵攻等の影響により、燃料費等の物価高騰のため、地方経済は依然として厳しい状況に直面しており、本町の商工業の業績に大きな影響を与えております。

観光を基幹産業の一つとする本町においては、商工業と観光業を振興することが急務の中、今後とも国、県等と連携しながら、商工業全般に配慮した、きめ細やかで多層的な経済対策を継続して実施いたします。

更に、コロナ禍で疲弊した町内事業者等を支援するため、利子補給や信用保証料補給などの金融支援施策を的確に実施し、津和野町個別商業包括的支援事業や島根県地域商業活性化支援事業等により、商工業全体の支援を行ってまいります。

企業誘致の推進についてであります。

企業誘致につきましては、ＩＴ系企業、特に情報システム開発等を行うシステムエンジニアなど専門系事務職場の誘致に積極的に取り組んでおります。また、効果的に企業誘致を行うため、地方への進出を検討する企業のネットワークを有する専門事業者に、本町の特性に合った企業の選定、企業との接触機会の創出、企業の本町への視察実施等に係る、専門系事務職場誘致促進事業の業務委託をし、取組を進めておりま

す。令和５年度においては、本事業により１社の立地が実現したほか、当町進出を希望する１社と、令和６年度の立地を目標に協議を進めております。

本町の企業誘致におきましては、町に事業所を進出いただく取組だけでなく、町外の様々なＩＴ系企業と関係性を構築し、企業による研修など、町の発展にとって有効な取組を進めることも重要と考えております。また、ＩＴ人材の確保・育成も同時に進め、安定的な雇用の場創出とＩＴ系企業が持続的に発展できるよう支援を進めてまいります。

令和６年度においても、専門系事務職場誘致促進事業に取り組み、様々な企業との関係性を構築し、誘致及び企業との連携による有効な取組を進めてまいります。

地場産業の振興であります。

本町では、地場産業の基盤が脆弱であることから、引き続きその支援、育成のため、津和野町商業等支援事業費補助金等により、個別の課題に柔軟に対応しながら商工振興施策を実施してまいります。

事業承継についても、その課題を把握し、円滑な承継が行えるよう支援をしてまいります。

起業の促進についてであります。

産業振興のための条例制度に基づいた固定資産税の減免などの投資支援、新規事業開拓支援、事業承継を促し、廃業等の防止に努めます。更に地域情報を活用したマッチングを行うなど起業の促進に努めるとともに、関係機関と連携して情報発信に努めます。また、県・商工会と連携して新規企業をサポートするとともに、創業後の経営安定に向けて伴走型の支援による育成にも努めてまいります。

雇用対策についてであります。

本町を含む益田管内においては、コロナ禍の影響から就職先を地元に目を向ける学生が増えたことにより、管内での就職率が高くなっている状況です。引き続きこの状況を維持するため、益田鹿足雇用促進協議会、島根労働局や島根県広島事務所と連携して、企業と求職者への情報共有、マッチングを行うなど、町内雇用及び就業環境の活性化を図ります。

観光及びレクレーションの振興。

観光の現状についてであります。

令和５年の年間観光客入込み数は約１０８万８，０００人、年間宿泊者数は約１万９，３２８人となり、令和４年の年間観光客入込み数の約１００万９，０００人、年間宿泊者数の約１万６，４０９人と比較し、入込み数は約８％、宿泊者数は約１８％増で、昨年度に引き続き増加傾向にあります。また、インバウンド関連の宿泊者数については、令和４年は宿泊者数１２５人に対し、令和５年は宿泊者数６３４人という状況です。

入込みについて、観光気運と需要の高まりが顕著になり、特にゴールデンウイーク以降は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類になったことから、総数はコロナ禍前の平成３１年比の９１％まで回復し、徐々にではあるものの確実にコロナ禍前に戻りつつあると考えております。

宿泊者数についても、国・県・町等の補助事業による令和５年に新しくオープンした宿泊施設の効果や夏季の旅館、民宿の実績が好調だったことにより、平成３１年比６８％で、コロナ禍前には及ばないものの、緩やかに回復しつつある状況です。

インバウンド関連では、令和４年１０月に入国規制が緩和されたことや、国際線の再開、円安の後押しも手伝って、コロナ禍前と変わらず、欧米諸国、特にヨーロッパ、フランスを中心に半数程度にまで需要が回復してきたところです。

新しい魅力づくりについてであります。

今年１月に発表されたニューヨーク・タイムズ紙、「２０２４年に行くべき５２か所」で、「山口市」が３位に選ばれたことにより、周辺の地域にもその効果が期待されます。その好機を逃さないよう、山口県央連携事業を通じて、山口県内の６市とともに観光消費額の向上のため、二次交通の充実による周遊策や、新たな観光イベント、キャンペーンなどを創造してまいります。また、観光協会や町内の事業者と連携をし、既にある資源のストーリーに磨き上げを行い、満足度の高い観光資源を創造してまいります。

令和５年度は、山口線においてＤＬやまぐち号をはじめとする３種の観光列車が運行されました。地方の鉄道路線を取り巻く状況は多くの課題を抱えているものの、鉄道をはじめ地域公共交通を積極的に活用した観光施策にも取り組み、新たな需要の掘

り起こしに取り組んでまいりたいと考えております。

更に、令和６年度は、吉見頼行・頼直により津和野城が築城されて７００年の年になります。この節目をきっかけとして、城郭の貴重な文化遺産を活用し、城下町の歴史・文化・食等を中心に、新たな観光資源をつくってまいりたいと思います。

また、森鴎外没後１００年を起点として、鴎外が好んだ食に着目した事業を展開してきましたが、引き続きこの取組を進めてまいります。

併せて、津和野町日本遺産活用推進協議会と連携し、日本遺産のストーリーの新しい魅力を発見し、体験していけるよう努めてまいります。

滞在時間延長策についてであります。

魅力的な観光コンテンツを丁寧に紹介しながら、日本遺産を中心に、町の自然や文化を生かしたストーリー性のある体験型観光を提供し、滞在時間の延長に取り組んでまいります。

また、ハード面を核として、昨年度に引き続き、地域一体となった面的な観光地の再生・高付加価値化事業を継続して実施することにより、様々なタイプの宿泊施設や観光施設の充実を行い、宿泊者数の増加や、魅力的な施設によるリピート客の増加を目指します。

以上の取組により、観光消費額の向上に向け、滞在時間の延長と宿泊率の向上に積極的に取り組んでまいります。

観光ＰＲの展開についてであります。

観光ＰＲについては、様々な情報発信媒体があることから、それぞれの特性を踏まえて対象となる顧客像を設定し、適切な媒体とＰＲ方法の選択を行い、効果的に実施してまいります。

更に、既存のコンテンツに加えて、津和野城築城７００年や、ユネスコ無形文化遺産に登録された「鷺舞」などの旬な情報も交えて、島根県等と連携しながら適切な情報発信に努めます。

広域観光の推進についてであります。

これまでと同様に、島根県内の協議会や山口県央連携などを中心とした、隣接する山口県の協議会を活用し「観光地域づくり」に係る広域連携組織によるスケールメリ

ットを生かした広域的な観光誘客に取り組んでいくとともに、東京都文京区、鳥取市や北九州市、三津同盟及び津和野街道連携協定構成市町との交流・連携を進めてまいります。

更に、令和５年度締結した与謝野、明和、津和野の３町での包括的連携協定に基づく観光分野での取組や、大河ドラマ「千姫」誘致の会への加入に伴う新しい枠組みの連携についても積極的に協力し、ＮＨＫ大河ドラマによる地域活性化や観光振興などに取り組んでまいります。

観光基本計画の策定についてであります。

令和３年度に策定した津和野町観光振興計画も折り返しの時期になり、ＰＤＣＡを効果的に導入する中で、民間事業者を含む関係団体に加えて、地域住民の方々とも連携をしながら、計画を遂行し、成果を上げることに努めてまいります。

公園等の維持管理及び事業推進についてであります。

西中国山地国定公園の安蔵寺山、青野山県立自然公園の地倉沼、青野山、城山の公園については、自然環境の保全や地域資源の活用、自然保護を通じた交流の場として魅力的な場所になるよう、引き続き、県、地元の関係団体と連携し、遊歩道の維持などを中心に適切に管理を行ってまいります。

その他、町内に有する公園については、町民の憩いの場として、そして観光客誘致に活用できるよう引き続き維持管理を進めてまいります。この中で令和６年度は、今後の公園整備に当たっての町民の皆様の御意見を聞く場を設け、親しみのある公園づくりに活かしてまいりたいと思います。

津和野ブランドの宣伝活動についてであります。

津和野町には「栗」、「里芋」、「鮎」、「わさび」、「山菜」等の高い評価を受けている農産物がありますが、特産品の持つ特徴を把握し、ストーリー性のある情報発信を行い、背景にある魅力を伝えるなど、官民連携でブランド化を推進していきます。

更に、オフライン、オンラインなどの情報発信の手段を選択しながら、町内の道の駅、津和野町東京事務所、島根県東京事務所をブランドの発信拠点として効果的な宣伝活動を行ってまいります。

続きまして、基本目標４　助け合う心を大切にし明るい家庭や地域をつくるまちづくりでございます。

健康増進の推進。

健康づくりの推進についてであります。

令和５年度より津和野町健康増進計画「第２期健康つわの２１」を１２か年計画で進めており、全ての町民が健康で明るく生きがいを持って生活ができる町の実現を目指して「津和野町健康で生きがいのある町づくり会議」や町内１２地区の健康を守る会を中心に計画目標の達成に向けて取り組んでまいります。

現在、帯状疱疹の予防接種は自己負担となっております。しかし、５０歳以上の罹患者は、帯状疱疹後、神経痛に移行しやすく、心筋梗塞や脳卒中のリスクを増加させるため、令和６年度より生ワクチン及び不活化ワクチンの予防接種の助成を行います。

また、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の予防には、１歳、小学校前の時期（５～６歳）の２回が有効とされ、保育所などで集団流行を起こさないよう、接種助成を行います。

令和６年度以降の新型コロナウイルスワクチン接種については、特例臨時接種としての取扱いではなく、予防接種法のＢ類疾病の位置づけとなるため、高齢者については、同法に基づいた定期接種として実施してまいります。

高齢者は、慢性疾患の有病率が高く、フレイルが顕在化・進行しやすい等の特性があります。そのため、後期高齢者の特性に応じた、疾病予防・健康づくりを推進していく必要があり、通いの場等の企画・調整等を行い、関係機関と連携をして高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでまいります。

生活習慣病予防の推進についてであります。

集団健康診査を予約制にしたことにより、待ち時間の大幅な短縮及び新型コロナウイルスの感染防止が図られました。今後も手軽に受診できる健診を目指してまいります。

令和６年度より、町民の健康づくりの取組を促進するため、国民健康保険加入者については、特定健康診査を受診された方に、こだま商品券をお渡しする健康づくりインセンティブ事業を実施いたします。

地域福祉の推進。

地域福祉活動の促進についてであります。

地域に暮らす全ての人々が幸せに暮らせるよう、民生児童委員は地域福祉の担い手として住民個々の相談に応じており、生活課題の解決、地域全体の福祉増進のための活動に日々取り組んでおります。今後も、民生児童委員が行政のつなぎ役として活躍できる体制を整えるために、各種研修会への積極的な参加と、その充実に努めます。

買い物支援の充実についてであります。

津和野町買い物支援センターを拠点に取り組んできた高齢者等見守り及び買い物支援サービスにつきましては、令和６年度より、「地域活性化複合施設の建設」を契機として、新しい買い物支援サービスに取り組んでまいります。

民間事業者と連携した移動販売による対面販売方式と注文販売方式による２種類のサービスにより、将来にわたって持続可能なサービスの仕組みを構築し、今後についても状況に応じて改善を加えながら、買い物支援の充実を図ってまいります。

高齢者福祉の充実。

高齢者福祉の現状についてであります。

高齢化の急速な進行に伴い、本町の令和６年１月末現在の高齢化率は５０．２％となっており、前年同期に比べ０．３ポイント上昇しております。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加など、高齢者の生活支援は、本町福祉施策の中でも最も重要な課題となっております。

また、令和６年度は介護保険制度の第９期の初年度となります。介護サービスを必要とする方が増加する一方で、公的な介護保険サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりなど、ニーズの多様化に対応することが必要となってきております。

高齢者福祉サービスの充実についてであります。

高齢者福祉施策につきましては、「地域お達者サロンサービス事業」や「高齢者等配食サービス事業」に引き続き取り組むことにより、高齢者の社会参加及び社会貢献の推進、健康増進や見守り等につないでまいります。

また、高齢独居世帯においては、「緊急通報装置設置事業」の活用により地域で安

心して生活を営むことができるよう取り組むとともに、民生委員をはじめとする高齢者の見守り活動を推進してまいります。

更には、本人・家族からの相談や、医療機関及び民生委員等の関係機関からの情報提供を通じて、要介護・要支援になるおそれのある高齢者を把握することで適切な介護サービスや地域支援事業につながることができるよう、各関係機関との連携体制づくりを引き続き強化してまいります。

気軽に集まれる場づくりであります。

地域の中で、社会参加の機会や活動の場の確保、生活機能の低下に伴うフレイル対策、お互いの見守りや助け合いの拠点となる「住民主体の通いの場」が増えてきており、そのような場を活用した健康づくりや、介護予防の取組を引き続き充実させてまいります。

地域包括ケアシステムの充実についてであります。

地域の人々がお互いに協力し、支え合いながら、高齢の方が住みなれた家、住みなれた地域でいつまでも健康で生きがいを持って安心して過ごすことができるよう、「医療・介護・生活支援・介護予防・住まい」の要素が相互に関係し、連携しながら在宅での生活を支えていくため、地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

また、今後の人口減少社会を考えると、福祉・介護事業の縮小は避けられない状況にあり、サービス提供体制の維持と安定した事業継続のためにはどのような体制が最適か、関係する事業所との十分な意見交換を引き続き行い、統合、再編も一つの選択肢として検討し、行政主導のもと取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実。

障がい者を取り巻く環境の変化についてであります。

近年、障がいの多様化、障がい者やその家族の高齢化、地域移行の推進等により、障がい者のニーズも多様化しております。こうした状況を踏まえ、障がい者が住みなれた地域で自分らしく生活し続けられるよう、自立支援協議会とその専門部会を中心に第７期津和野町障がい者福祉計画に基づいた事業を推進してまいります。

自立と社会活動参加の促進についてであります。

町内において障がい福祉サービス事業を実施している社会福祉法人つわの清流会及

び津和野町社会福祉協議会と連携し、障がい者、障がい児童の支援及び自立に向けて取り組んでまいります。

手話言語条例を制定し、手話を必要とする方が安心して生活し、手話に対する理解と普及を更に促進し、引き続き手話奉仕員養成講習会を行います。また、手話を使用しやすい環境の整備に努めます。

障がい者・障がい児や家族等への支援の充実についてです。

令和５年度において、津和野町障がい者福祉センターで実施している障がい児の放課後等デイサービス事業について、利用者の増加により手狭になった建物を増築いたしました。今後も継続してつわの清流会との連携のもと障がい者福祉の向上に努めてまいります。

また、１８歳未満で聴力レベルが身体障害者手帳の対象にならない難聴児のコミュニケーションを補うために、令和５年度より始めた補聴器の購入に対する助成について、継続して行ってまいります。

児童福祉・子育て支援の推進。

家庭・地域における子育ての支援についてであります。

昨年度設置した「こども家庭センター」では、妊娠期から子育て世代まで、子どもに関する一体的な相談支援体制を構築し、全ての家庭において子ども達が健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。令和６年度からは、伴走型支援として、３歳児を対象に家庭訪問を実施し、集団健診では把握しきれない個々の悩みや不安に対応し、必要な支援につなげます。

また、産前・産後訪問サポート事業及び子育て世帯訪問支援事業、ファミリーサポートセンター事業等の家事や育児の直接的な家庭支援事業の充実により、家族や親族の支援があるご家庭はもちろん、Ｉターン等の移住者家庭への子育てを支援します。

令和６年度からの新たな少子化・子育て支援策として、母子手帳交付前の産科初診に係る選定療養費の助成、出産予定日を超過し、１５回目以降の妊婦一般健康診査と超音波検査の全額補助、産後２週間健康診察と出産予定日を過ぎた妊婦健康診査についての通院費助成、また、産後ケア事業として助産院に通所する「デイサービス型」を行っておりますが、新たに助産師が利用者の自宅に赴く「アウトリーチ型」を始め

ます。

子育て支援センターについては、令和６年度より新たに２か所開設し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ります。

これら子育て世帯への支援事業を充実させることにより、児童虐待の防止に努め、こども家庭センター、要保護児童対策地域協議会等と相互に連携しながら、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで一体的、継続的な支援を進めてまいります。

令和５年度より、放課後児童クラブの平日の閉所時間を１８時３０分まで、学校長期休業日には開所時間を７時３０分から、閉所時間を１８時３０分まで、それぞれ３０分延長しており、今後も働く子育て世帯を応援します。

また、令和６年度からは、育児休業中の家庭の児童も放課後児童クラブを利用できるよう拡充いたします。

保育所等の整備とニーズに合った保育内容の取組についてであります。

令和５年度から新たな幼児教育コーディネーターを採用し、町内保育所等の更なる保育の質の向上等、総合的な支援を継続してまいります。

また、令和６年度から町内７園におむつを配布し、必要な園児が利用できるよう、子育て世帯への経済的支援を行ってまいります。

幼児期の発達段階で発音が不明瞭で聞き取りにくい、吃音等の心配がある場合に、保護者や保育士を対象として、家庭や保育園での関わり方や医療の必要性について、リハビリテーションカレッジ島根の言語聴覚士による発音の相談を実施いたします。

ひとり親家庭等に対する福祉の充実。

経済的自立に向けた就労の促進についてであります。

毎年開催している生活困窮者対策庁内連絡会議により、窓口対応等を行う職員から提供される情報を関係課で共有し、適切な相談窓口につなぐ取組を継続して実施してまいります。

生活保護行政の確立と推進についてであります。

本町における生活保護の被保護者数等につきましては、令和６年１月末現在で世帯数１８世帯、受給者数２０人、申請件数は３件、廃止件数は５件となっております。

申請件数が少ない要因としては、社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業により、生活保護に至る前の支援を強化していることの成果であると考えられ、廃止につきましては、死亡、転出、他制度活用など、世帯ごとの様々な要因があり、結果として保護受給世帯の減少傾向が続いている状況にあります。今後も、関連機関との情報の共有や研修等において連携を図り、適正な生活保護行政の運営に努めてまいります。

地域医療の確保と充実。

地域医療の確保と充実の取組についてであります。

地域医療については、医療法人橘井堂津和野共存病院・介護老人保健施設「せせらぎ」・日原診療所・訪問看護ステーション「せきせい」の指定管理者に指定し、運営に当たっていただいております。令和６年度においても、県からの自治医科大学卒業医師の派遣等により、三輪理事長以下８名の常勤医師による体制を予定しております。医療・介護従事者不足による厳しい環境の中、法人の皆様には本町の医療を守るため、平素より献身的な取組をしていただいており、この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

また、引き続き、津和野町医療・介護統括管理者を配置し、益田圏域における津和野町の医療、介護のあり方を再検証する中で、圏域における機能分担と病病連携を更に強化し、医療の質と量の確保を目指します。

医師をはじめとした医療・介護従事者不足は更に深刻になっており、圏域での連携を深めるとともに、県の協力を仰ぐことが不可欠と考えております。

津和野共存病院においては、引き続き、総合診療体制を強化し、圏域内での入退院連携の推進を図るとともに、地域医療拠点病院として巡回診療棟の取組を進めてまいります。また、初期臨床研修プログラムでの初期研修医及び後期研修医等の次世代を担う若い世代の医師を積極的に受け入れ、医療のみならず、津和野町での生活を通して多くの学びが得られる場の提供を支援していきたいと考えております。

日原診療所においては、診療体制及び津和野共存病院との連携強化を図り、日原地域唯一の診療機関として医療を提供してまいります。

介護老人保健施設「せせらぎ」においては、圏域内での病病連携を推進し、在宅療

養を支援する中で、利用率の向上に努めてまいりました。今後も、津和野町にお住いの利用者を中心に捉えながら、圏域における介護老人保健施設の役割を担っていきたいと考えております。

訪問看護ステーション「せきせい」においては、深刻な医療従事者不足の中、より在宅療養を支援し、幅広い看護サービスの提供を目指し、一昨年より津和野共存病院の「みなし訪問看護」に移行し、一時休止としております。「みなし訪問看護」として訪問診療と共に、津和野町の在宅看取りを含めた在宅診療を支える中心となるよう努力してまいります。

高齢化と人口減少が続く中、人口推計等を考慮しながら、各施設において必要な医療と介護を提供してまいりたいと考えております。

今後の医師確保については、引き続き、医療法人橘井堂と連携し、島根県をはじめ、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者、奨学生などとの意見交換会や面会など努力をしてまいります。

また、津和野町だからこそ経験できる総合診療を中心とした包括的地域医療をぜひ次世代を担う医師に経験していただきたいと考えております。

また、医師のみならず、深刻な医療技術職・看護師・介護福祉士等医療福祉従事者の不足は、引き続き大きな課題となっております。学生実習の受入れとともに、大学・専門学校などの技術者養成校等の訪問による津和野町の奨学金制度や地域包括ケアの説明を行い、また、単身者用の住居の整備に努め、人材確保に更に力を入れるとともに、津和野町の人口推移、要介護人口や生産年齢人口などを分析し、将来にわたって必要かつ確保しなければならない施設や人員を明確にし、現状を検証してまいりたいと考えております。

医療と介護の支援を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるために、在宅医療と介護の一体的な提供が求められております。このため、介護保険の地域支援事業として在宅医療、介護連携推進事業が位置づけられ、事業を展開しております。「地域の医療・介護サービス資源の把握」、「切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築」、「医療・介護関係者の情報共有支援」、「在宅医療・介護連携に関する相談支援」について事業を展開し、

地域包括ケアを更に深く浸透させていきたいと考えております。また、昨年度に引き続き、将来の人生をどのように生活して、どのような医療や介護を受けて最後を迎えるかを計画するＡＣＰ（アドバンスケアプランニング）の実践について、普及・啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

診療情報の共有により、質の高い医療サービスや、救急搬送時の診療に役立つ「まめネット」については、町内での発行枚数が１，９６６枚、人口の２９．９５％と県内でもトップレベルの普及率となっております。引き続き推進を図る一方で、住民の日常の健康管理にも役立つ活用を検討してまいります。

高齢者が在宅で生活し続けるためには、医療・介護の提供のみならず、住まいの整備も大きな要因です。安心して津和野町で暮らし続けるためには、必要な時に医療や介護を適切に受けられ、日常生活の環境が整えられていることが不可欠なことであると考えます。今年度においては、医療近接型住宅の整備に着手し、季節的な利用や一時滞在にも利用できる体制の構築を図ります。また、シェアハウス（共同居住型賃貸住宅）の活用についても検証し、住まいの充実に向けて努力をいたします。

通院手段の確保についてであります。

高齢化が進む中、医療機関等への移動支援についても考えていかなければなりません。そのため、移動手段の確保とともに、通院される方の経済的負担が軽減されるよう、町内の医療機関に通院する方を対象に、交通費の一部を補助し、適切な医療の確保に努めてまいります。

人権・同和問題と多様性の尊重。

人権・同和対策の推進についてであります。

同和問題をはじめとする人権問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって保障された基本的人権に関わる重要な問題です。

差別の現実に学び、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の根絶を目指し、真に一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るいまちづくりに努めます。

そのためには、関係諸団体との連携を深め、人権感覚を高めるための啓発活動を中心に、総合的、継続的な取組を行い、知識から認識へ、そして行動できる人材の育成に努めてまいります。

男女共同参画の推進についてであります。

男女共同参画社会の実現につきましては、平成３０年度に策定した第２次津和野町男女共同参画計画に基づき、数値目標に対する進捗状況の検証を行い、目標達成を目指します。

引き続き、島根県男女共同参画サポーターと連携し、地域や若い世代への啓発活動を充実させ、男性も女性もともに対等なパートナーとして、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指します。

次に、基本目標５　多くの人々と交流し開かれたまちづくりであります。

移住・定住の促進についてでございます。

平成３１年度に策定した「第２期まち・ひと・しごと創生津和野町総合戦略」に基づき、引き続き「若い女性が住みたいまちづくり」を基本的視点として、「津和野に回帰するひとの流れをつくる」ことや「若い世代の結婚・出産・子育ての夢をかなえる」など、５つの柱から成る基本目標に向けた移住・定住施策を推進してまいります。

定住対策の柱とする「０歳児からの人づくり」については、津和野高校支援とともに、町内の小中学校や保育所等の教育機関と地域の団体や個人をつなぎ、ひとづくりやまちづくりのコンソーシアムを構築し、特色ある本町の教育の魅力化を図ります。その上で、町内を卒業した子ども達とのつながり作りを進め、関係人口になり得る卒業生との接点を創出することで、教育を起点にしたＵターンや教育移住の促進と関係人口の増加に取り組んでまいります。

定住対策については、同じように人口減少を課題とする地方自治体による地域間競争の様相を呈しており、単にサービスの提供を競うだけにとどまらず、町の特色を発揮することが重要と考えております。教育の魅力化による本町の独自性を軸としながら、その上で、空き家情報バンク事業の推進や移住定住者へのサポート、妊産婦通院サポート事業や広域連携等による出会い創出事業ほか、庁内各課にわたって即効性のある事業にも各種取り組んでまいります。また、民間賃貸住宅建設（改修）支援事業等を活用し、住環境等において更なる支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

関係人口の創出についてであります。

人口の減少が進む中、持続可能なまちづくりは地域に住む人々だけでなく、地域外の人々に対しても、地域と多様につながり、地域課題の解決に一緒になって取り組む、「関係人口」の創出が必要であり、地域の活性化につながる新たな社会需要を取り込む施策を進めてまいります。

令和４年度より、県の補助事業を活用し「津和野高校卒業生とのつながり創出モデル事業」を実施しております。津和野高校卒業後も町内企業や地域とのネットワークの構築を図ることとし、令和６年度においても継続して当事業を推進してまいります。

地域間交流の促進。

文化交流の推進についてであります。

本町は、森鴎外を御縁とする東京都文京区をはじめ、全国の自治体等と協定を結び、文化を基にした交流を行ってまいりました。昨年度、津和野街道沿線自治体で連携協定を調印した津和野街道交流事業については、各地域の文化交流を図りながら、地域資源の発信に努めます。

洋学・蘭学の町を広くアピールするために締結した「三津同盟」では、引き続き学芸員の交流や資料調査を行いますが、共同事業としてシンポジウムの開催を予定しております。

また、島根県立大学との西周に関する学術協定によって進めている、西周賞や西周全集の発刊に関連する取組など、更に充実したいと考えております。

今後も、ネットワークを更に深め、住民通しの人的交流を活発化するなど、文化交流を推進してまいります。

国際交流の推進についてであります。

国際交流の促進につきましては、改めてその活動を姉妹都市ドイツ・ベルリン市ミッテ区との交流に焦点を当て、津和野町国際交流協会とともに学生交流をはじめとする活動を促進し、地域の国際化と多文化共生を目指してまいります。

特別会計についてでございます。

特別会計につきましては、各会計ともに、人口減少や高齢化などにより、厳しい運営を強いられておりますが、特別会計設置の本来の目的に沿い、適正かつ効率的な事業運営を図り、健全な財政運営に努めてまいります。

なお、水道事業会計については、社会情勢の変化により経営コストが上昇する中にあっても、長年にわたり水道料金を据え置いてまいりましたが、赤字補填としての繰出しが一般会計への負担を年々増大させている状況にあり、令和６年度においては水道料金の改定について結論を出したいと考えております。

以上、町政運営に関する私の所信の一端と主要課題等の取組について申し上げました。

本町は、人口減少対策や過疎高齢化に伴う様々な解決課題を抱える一方で、財政状況はより一層厳しさを増すものと予想しておりますが、現実を直視し、常に社会経済情勢の変化や新たなニーズに柔軟に対応し、事態を好転させる改革に意欲を持って取り組んでまいります。

本町の発展のために最大限の努力を傾注してまいる所存でございますので、町議会をはじめ、町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げ、令和６年度の施政方針といたします。

○議長（草田　吉丸君）　お疲れさまでした。ここで１０分間休憩します。

午後１時15分休憩

……

午後１時25分再開

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４３．議案第４５号

日程第４４．議案第４６号

日程第４５．議案第４７号

日程第４６．議案第４８号

日程第４７．議案第４９号

日程第４８．議案第５０号

日程第４９．議案第５１号

日程第５０．議案第５２号

日程第５１．議案第５３号

日程第５２．議案第５４号

日程第５３．議案第５５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４３、議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてより、日程第５３、議案第５５号令和６年度津和野町下水道事業会計予算まで、以上１１案件につきましては、会議規則第３７条の規定により一括議題とします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、議案第４５号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第３条第１項の規定に基づき、下横道浄水場の整備に係る総合整備計画を定めたいので、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第４６号でございますが、令和６年度津和野町一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ９０億４，５００万円とするものでございます。

歳出の主なものは、津和野庁舎耐震補強改修工事費等総額２億２４２万８，０００円、定住支援体制強化事業費総額６，０１０万円、物価高騰対応重点支援地方創生事業費４，１７５万６，０００円、出生数対策事業費総額１，３５６万５，０００円、病院等処遇改善に伴う繰出金７，９４２万９，０００円、し尿処理施設整備に伴う負担金１億２，５５６万３，０００円、中山間地域等直接支払制度事業費総額５，７５１万７，０００円、地域一体となった高付加価値事業費総額２億３，７５２万円、町道８路線改良事業費総額２億７６２万５，０００円、旧津和野町役場第２庁舎敷地造成事業費総額８，１３９万３，０００円でございます。

歳入の主なものは、町税６億４１６万４，０００円、地方消費税交付金１億５，０００万円、地方交付税４３億９，０００万円、国庫支出金９億５，４３４万３，０００円、県支出金５億６，００６万２，０００円、寄附金６，５００万３，０００円、繰入金６億７，８６１万８，０００円、町債１１億４，５００万円でございます。

続きまして、議案第４７号でございますが、令和６年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０億７２６万

４，０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費７億７，７５５万５，０００円、国民健康保険事業費納付金１億８，３５２万５，０００円、保険事業費２，１５６万７，０００円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税１億２，０３３万７，０００円、県支出金７億９，７０９万７，０００円、繰入金８，９７７万６，０００円でございます。

議案第４８号令和６年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ１３億７，８５０万９，０００円とするものでございます。

歳出の主なものは総務費３，７１２万４，０００円、保険給付費１２億６，６１９万８，０００円、地域支援事業費７，０５９万１，０００円でございます。

歳入の主なものは、介護保険料１億９，６０７万５，０００円、国庫支出金３億８，８９７万８，０００円、支払基金交付金３億５，２５３万９，０００円、県支出金２億１２９万５，０００円、繰入金２億３，９４６万８，０００円でございます。

議案第４９号でございますが、令和６年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億２，５９６万９，０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金３億１，９５４万５，０００円、諸支出金５０６万３，０００円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料１億３７８万５，０００円、繰入金２億１，６８３万円でございます。

議案第５０号でございますが、令和６年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ１，２１４万９，０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、奨学金費１，２１４万９，０００円でございます。

歳入の主なものは、繰入金６６０万円、諸収入５５４万６，０００円でございます。

議案第５１号でございますが、令和６年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ５，９０６万円とするものでございます。

歳出の主なものは、総務費５，７７４万５，０００円でございます。

歳入の主なものは、診療収入５，５３３万６，０００円、繰入金２１６万９，０００円、諸収入１４３万５，０００円でございます。

議案第５２号でございますが、令和６年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億５，５９０万９，０００円とするものでございます。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業費３億３，５８１万４，０００円、訪問看護事業費２，００４万５，０００円でございます。

歳入の主なものは、介護老人保健施設事業収入２億８，２５３万９，０００円、訪問看護事業収入１，０３３万２，０００円、繰入金６，２５６万６，０００円でございます。

議案第５３号でございますが、令和６年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。収益的収入及び支出予算総額８億８，８２２万円とし、資本的収入予算総額１億５９１万６，０００円、資本的支出予算総額１億３，４５２万９，０００円とするもので、不足する２，８６１万３，０００円を過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

支出の主なものは、医業費用８億７，６５４万６，０００円、医業外費用１，１６７万４，０００円、建設改良費９，８２９万６，０００円、企業債償還金３，６２３万３，０００円でございます。

収入の主なものは、医業収益６億５，３３０万３，０００円、医業外収益２億３，４９１万７，０００円、企業債５，７３０万円、負担金１，８１１万６，０００円、補助金３，０５０万円でございます。

議案第５４号でございますが、令和６年度津和野町水道事業会計予算についてでございます。収益的収入予算総額３億２，１９０万９，０００円、収益的支出予算総額２億９，８８８万７，０００円とし、資本的収入予算額１億５，４１３万８，０００円、資本的支出予算額２億７９７万５，０００円とするもので、不足する５，３８３万７，０００円を現年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

支出の主なものは、営業費用２億７，３６９万３，０００円、営業外費用２，５０９万３，０００円、建設改良費６，３００万円、企業債償還金１億４，４８７万２，０００円でございます。

収入の主なものは、営業収益１億５，４１９万円、営業外収益１億６，７７１万８，０００円、企業債５，０７０万円、補助金６，８７２万６，０００円、国庫補助金１，２２５万円、基金繰入金２，２４６万２，０００円でございます。

議案第５５号でございますが、令和６年度津和野町下水道事業会計予算についてでございます。収益的収入予算総額２億３，３０３万５，０００円、収益的支出予算総額２億３，３１４万８，０００円とし、資本的収入予算総額２億１，５９９万４，０００円、資本的支出予算額２億９，１２５万円とするもので、不足する７，５２５万６，０００円を現年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

支出の主なものは、営業費用２億５，８１１万４，０００円、営業外費用２，５３２万７，０００円、建設改良費１億１，４２９万円、企業債償還金１億７，６９５万９，０００円でございます。

収入の主なものは、営業収益５，８５８万４，０００円、営業外収益１億７，４１５万１，０００円、企業債１億４，８３０万円、他会計補助金２，６０９万４，０００円、国庫補助金４，０００万円でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま執行部より提案理由の説明がありました日程第４３、議案第４５号より日程第５３、議案第５５号まで、以上１１案件につきましては、質疑を省略し、冒頭、議会運営委員長より報告のありましたとおり、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、議案第４５号より議案第５５号まで、以上１１案件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、議長を除く議員１０名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員１０名を予算審査特別委員に選任することに決しました。予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。

それでは、ここで暫時休憩とします。

午後１時40分休憩

……

午後１時41分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に１１番、川田剛議員、副委員長に１番、道信俊昭議員が選任をされました。

ここで予算審査特別委員会委員長より御挨拶をお願いをします。川田議員。

○予算審査特別委員会委員長（川田　　剛君）　ただいま予算審査特別委員会委員長に就任しました川田です。よろしくお願いいたします。予算審査の中では、執行部の皆様におかれましては、丁寧な御説明と対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後１時42分散会

――――――――――――――――――――――――――――――――

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員